

明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

NO. X. OCTOBER, 1903.

VOL. XVI.

明治廿一年五月創刊

每月一回二十日發行

監獄協會雜誌

明治三十六年

十月二十日發行

第拾六卷

第拾號

監獄協會發行

第十六卷第十號目次

第十六卷第九號目次

○會說	●未成年者犯罪に對する處分法に就て	(一頁)	○會說	●都市監獄	(一頁)
○論說	●雜感(前號の續)	(六頁)	○論說	●雜感(前號の續)	(六頁)
	●刑法改正案に對する所見	小河滋次郎君		●女囚處遇論	小河滋次郎君
	●新著未成年犯罪者の處遇論を讀む	早崎春香君			印南於克吉君
		印南於克吉君		○雜錄	(二五頁)
○雜錄	●拷問談(前號の續)	(三九頁)	○雜錄	●看守の職務	眞經齋主人
	●犯罪人氣質			●拷問談(前號の續)	
	●東京便	天 生		●早崎典獄より	
○統計		(五一頁)		●建築材料其他の防腐法	進藤正直
	●明治三十六年八月末日現在全國在監人員表			●犯罪人氣質	
	●明治三十六年八月末日現在全國在監人員表			●東京便	天 生
	●前表中外國人を國籍に依り區別すれば左の如し		○統計		(四一頁)
	●明治三十六年八月末日全國囚人刑名別			●明治三十六年七月末日現在全國在監人員表	
○雜報		(五六頁)		●明治三十六年七月末日現在全國在監人員表	
	●經費節減の方法に就て(外數件)			●前表中外國人を國籍に依り區別すれば左の如し	
	●叙任辭令	(六一二頁)		●明治三十六年七月末日現在全國囚人刑名別	
	●出獄人保護	(六一二頁)	○翻譯		(四六頁)
	●地方通信	(六三頁)		●白耳義に於ける刑罰及監獄の組織の現況(外一件)	(六〇頁)
	○翻譯	(六四頁)	○寄書		(六九頁)
			○漫錄		(七七頁)
			○會告		(七八頁)

監獄協會雜誌第十六卷第十號 (明治三十六年十月廿日發行)



○未成年者犯罪に對する處分法に就て

本編は小河氏近著未成年犯罪者の處遇中の一章にして所論劃切着實觀るに足るべきものあり故に同氏の許諾を得て之を會說と爲す (記者)

處罰狹義のは未成年犯罪者に對する最後の非常手段なり成るべくは之れか處罰を避けて監獄に遠ふさからしむる所あるを要するは余か上來重て陳述したる處にして未成年者處遇法改良論の大眼目とする所も亦た此にあり然るに我か立法者か此要點に着目することの割合に冷淡なるか如き觀あるは余の最も遺憾とする所にして時勢の進運に徴して立法の方針に顧みる所ありと稱する刑法改正案なるものになしたるに過ぎずして而かも不完全なる他に殆んど何等特別の施設を加へたるものあるを見す少くも刑罰の種類を撰擇するの上に於てだに成年者と未成年者とに依り幾分の取捨を異にすへき筈なるに是れ亦殆んど一も顧みる所あらざるものゝ

如し何れの國か未成年者に對して死刑を科する所かある少くも死刑を科し得べき場合を豫想する所かある不完全なりと稱する我が現今刑法に於てすらも尙ほ未成年者に對して死刑を科し得べき場合を豫想し居らざるに非らずや然るに我が改正案は確かに此點に向つて改惡を加へ未成年者も亦成年者と同しく死刑に處せらるゝ場合を豫想し得らるべき規定を設くるに至れり欠點の著しきものと謂はざるを得ず未成年者矯治の要は努めて其廉恥心を喚起發達せしむるにあると勿論にして一方に之を喚起發達せしめんとならは他方にはまた永き將來を有する未成年者に對して終世抹殺すべからざる破廉恥不名譽の痕迹を貽すべき刑を科すべからざること自明の理なり況んや彼れ殆んと名譽の何ものなるを解せず一も名譽と直接の利害關係を有せざる者なるに於てをや名譽刑を以て未成年者に科すべからずとは今日に於て學者の定論を見る處なるのみならず獨乙刑法の如きは現に此原則に至て未成年者を懲役監視其他總ての名譽刑より之を除外するの規定獨乙刑法第五十七條を設けり禁錮と懲役とは等しく自由刑の一種なりと雖も其實質に於ては一は破廉恥ならざる犯罪に對して之を科し他は破廉恥罪を客體となし一は強制勞役を科し他は之を科せざる等改正案第十二條及第十三條自ら其間に名譽上の區別あるを以て余は我國に於ても亦未成年者に對しては懲役に換へるに總て禁錮刑を以てするを適當なりと信ず但し強制勞役の名を以てせざるべしと雖も矯治施行の手

段として之れに相當の職業其他の勞役に強制專に矯治の意義に於てせしむる所あるべきは論を俟たず其他監視公權剝奪等の如きも亦如何なる場合に論なく總て之を未成年犯罪者より除外すべし獨乙に於ては未成年者に對し公權剝奪を除外する爲めに出獄する者の直ちに官職に就くを得るの結果として近來十七八歳の郵便吏員等の内より往々犯罪者を出たすの弊ありとの理由に依り未成年者に對しても亦相當の期間例へは一年乃至五年公權剝奪を附加し得るの規定を新設すべしとの意見を提出する者なきに非すと雖も此の如きは唯だ一時的九牛の一毛も當ならざる欠點のみに依て全體の利益を犠牲に供せんとする不通論たるに過ぎず官職に就くを得る結果として少數の犯罪者を出たすの弊と之れに就くを得るか爲めに秩序あり規律ある官吏的生活の間に其身を處し由つて以て多數の未成年者をして益々犯罪より遠ざからしむるを得る者の利益は果して能く之を比較し得るや否や寧ろ實際の上に官職を就くを得る者の割合の極めて僅少なるを憂ふべき筈なるに強て其道を杜絶せんことを求む愚も亦甚しからずや假りに官職上の弊害に堪へざるの事情ありとせんか必要に應じて一局部に於ける官吏任用の資格に相當の制限を加ふれば則ち足れり毫も絶對に或る期間の公權剝奪を附加することを得と云ふか如き規定を設くるの必要あるを見ざるなり獨逸未成年犯罪者處罰法草案第五條第九項の二刑法に依り公權剝奪を附加するを得るの場合に於ては一年以上五年以下の期

問官職に就くことを禁ずるの言渡をなすことを得るの規定を設けたるは余の賛成する能はざる所なり現行刑法剝奪公権の一條件として掲げたる裁判所に於て證人となるの權は改正案に於て民事訴訟法又は刑事控訴法に規定すべきものとして之を刪除したるは其意も益々證人と爲るの權を剝奪するは性質上名譽刑を以て目すべきものに非ずと認めたるに依るべく余の敢て異議なき所なりと雖も此點に就ても亦未成年者に對しては特別の規定を設け民事訴訟法なり或は刑事訴訟法の上へは受刑後一年以上を經過したる者は此限に非ずと云ふか如き除外例を設くるに至らしめんとを望む監視其ものゝ利害は姑く措き拙著監獄學參照未成年者を警察官の手に觸れしむるは恰かも火藥を火氣に接せしむるに同じく却て彼れを犯罪に導くの危險あるを免かれずとは實際上争ふべからざるの事實なるを以て監視の如きも亦其條件の如何に拘はらず未成年者に對しては徒らに害多くして利少なきの制度なりと謂はざるを得ず殊に鄙見の如く若し將來に於て未成年者に對し假出獄利用の場合を頻繁ならしむるを得るに至らば何れの方面より見るも益々實際の上に監視の必要なきを見るに至るべきなり未成年者處遇の事は最も經驗ある僚友早崎典獄は曾て余に書を寄せて曰く幼年囚に附加するの監視は恰かも幼年監に於ける數年の苦心を一朝にして打ち毀すか爲めの道具として設けられあるやに感せら

れさしも斯業に熱心なる部下の吏員に於ても何れも監視附の幼年者は世話甲斐なしと啣ち合ひ居り申候幸ひ當地の警察署に於ては話し合ひの上何呉れと親切の取扱ひ致し呉れ便利を得居り候へ共是れは唯一部局のことたるに過ぎず普通取扱の狀況は實に想像の及はざる所に有之其の一例を擧げて之を申さば出獄者は先づ監視票の下附を得るか爲めに自身警察署に出頭せざるを得ざる義に候處實父母が其他の引受人を呼出したる上ならては監視票を下附せずとの事にて若し引受人其日の内に出頭せざる時は朝から晩まで甚しく稠人雜沓の警察署に待たしめたる上に更に留置場へ留置して一夜を明かさしむるとの事に候斯の如き實況にては幼年監の苦心も一夜の夢に消へ去ること可有之實は懲治人に對しても假出場處分の上請を致し度き向も不慮候へとも現行の假出場取締規則にては何分にも警察か怖はくて浮か上請も致し兼居り候様の次第に候何卒一日も早く子供の監視たけなりとも全廢せられたきものに御座候云々と實況を穿ち得たるものと謂ふべく未成年者に對するの監視は斷然之を全廢することを要す

(未完)

心大則百物皆通。心小則百物病。

語錄指句

弘而不較則難立。較而不同則無以居之。

明 道



○ 雜

感

(第四回教務講習所に於て前號の讀)

小河 滋次 郎

それから今度の教誨師の職務規程に依りまして諸君の職責として在監人出獄後の状況調査に關する事と云ふものが加つたのであります、是に付きましては除程書方に窮したのであります、本來の私共の精神では在監人出獄後の所謂免因保護の事と云ふものを教務所の所管事項にしたいと云ふ考であつたのであります、併し出獄した後は監獄の直接與るべきものでない、力の及ばぬ所であり又それに對しては相當の費用も要する、若も教務所の主管事務になれば隨つて其經費も見て置かなければならぬ、併しどうもさう云ふ事は出来ないものであるから今日に於て免因保護と云ふことを明かに教務所の主管事務の内に加へることは出来ない追ては其場合に進ませたいのであるか先づ今日の所では出来ない、けれども其道行として此在監人出獄後の調査に關する事と云ふ名義の下に出獄後の状況を調査することになれば其結果自然間接にしても其人間を保護すると云ふことに必ず力が及ば

なければならぬのである、即ち出獄してそれがどうも犯罪に傾き易い、不品行の生活をして居ると云ふやうな事柄が状況調査に依て分りますれば唯それで宜いのではないので、若しさう云ふことであれば何んとかして之を未然に豫防し救済する途を講じなければならぬと云ふことは勢い教誨師の状況調査の働に依つて附帶して來る事柄であつて、それに付ては警察の手を煩はさず、寧ろ教誨師としては他に相當の教務上の保護法が講じられるのであらう、それが段々進んで行けば教務所と免因保護事業と始終關聯を付けて置きましてさう云ふ恐のある者は直ちに之を收容保護するの道を講ずるとか若くは他に相當の方法を講ずることに自然進んで行かなければならぬ、それで此在監人出獄後の状況調査に關する事と云ふことを掲げたのであつて、其目的は今申した通り免因保護と云ふことを教務所の主管事務にする精神に外ならなかつたのであります、今段々教務當局の御盡力に依つて各地方に免因保護と云ふことが追々成蹟を顯しつゝあるのであります、が、まだ全體に就て之を評しますれば極く幼稚の地位であるので、將來に於ては必ず諸君の御盡力の結果は着々顯はれ來ることゝ考へますが此際特に私が御注意を願ひたいと思ひますのは、必ずしも此免因保護が保護會社なり大きな團體組織の力に依らなければ出来ないかと云ふにさうではないと思ふ、無論さう云ふ機關の備はることは望まじきことであり又近き未來に於て實行しなければならぬことで

ありますが、出獄善後の保護に付ては費用を掛けず又餘計の勞力を費さずして其精神を貫き得る途が多々あるにも拘らず其途に手が着いて居らぬことが多いやうに感ずるのであります、第一に此出獄後の所謂放免善後の道を講ずると云ふことは抑も放免の後にあらずして在監中既に其道を講ずる必要がある、例へは在監中に於て其貯蓄して居りまする工錢なり所持金なり之を利用する道を付けると云ふことも一の免囚保護であらうと思ふ、無論工錢なり所持金なりは監獄に於て之を濫費せしめずして貯蓄して之を後の生計の費に充てしめ又旅費に充てしむるは最も必要であります、唯之を貯蓄するばかりが工錢の目的ではないのでありまして、一面刑期の長い者であり若くは其人間に親屬がある、或は妻子とか父母とか持つて居る者であつて其親屬が社會に於て非常に貧しい今日の生活にも困る人間でありましたならば、其親屬と在監者の結付を付けまする爲めには監獄で働き得て貯蓄して居る金を時としては彼をして自ら請求せしめても之を親屬に交付すると云ふことも必要である、而も其人間が監獄に在る爲めに妻子が生計に困つて居る、其結果妻は他に縁付き或は子供が他に離散することがあると此人間が監獄を出てから良民に復歸する結付が絶へるのでありますから此結付の絶へないやうに或は此結付をして一層親密ならしむるには、本人の在監中他の者に不幸を見せしめざるやうにし、一方には本人の不心得を非常に怒つて居る者でも其罪が消へ

又其親屬の困窮を救ふと云ふ温き情を起して、其金を送らしむることになれば、縱令其金は少額であつても其金を送ると云ふことが諳り在監者と社會に居る者との聯絡を付けることになるであらうと思ひます、併し又大變名義が長くして随分工錢を濫費する傾もあるのであります、例へば親の石碑を建てたいとか或は親の命日に當るから回向料を出したいと云ふやうな極く長い名義の下に工錢の内から三圓五圓の金を送ることが随分ある、殊に集治監などに於てはさう云ふことが澤山あるのであります、石碑を建てたり回向料を送ると云ふことは其志は嘉すべく其精神は結構てありますが、併し果して石碑を建てなければ實際其所に埋つて居る靈が浮まないか或は回向料を送らぬから彼の世で、其親が怨んで居ると云ふやうなことは想像も出来ない話であつて石碑回向料の爲めに金を送ると云ふよりも寧ろ活きて居る妻子なり最近の親屬があつて窮乏して居るならばそれに送る或はそれ程の親密の關係がないでも多少本人が放免になつた後親切に世話をして呉れるやうな者で困窮して居る者でありますればそれに送つた方が寧ろ無形の靈を慰める爲めに多額の金を支出するよりも有効であらうし若くは石碑とか回向料を送らぬでも其金を貯蓄せしめて出獄後相當の費用に充てる方が其金が活きて働くので今申したやうに親屬が困弊に陥つて居る事情が分りましたならばさう云ふのは寧ろ本人は嫌やだと云ふても説得して多少の金を送るが必要と思ふ、

それから今度在監人看讀用の書籍の事は總て教務所の主管になりましたが、私の考では單り看讀用の書籍のみならず監獄備付の書籍は悉く教務所の主管にして宜からうと云ふ考を持つて居りますが、兎に角在監人看讀用の書籍の主管は今日教務所の主管になつて居る、所が此書籍の管理法は甚だ不手際である、到る所書籍が利用されて居らぬと申しても宜い、畢竟監獄に書籍を蒐めましたる趣旨は成るべく其書籍を多數の在監人に看讀せしめましてそれに依つて所謂自修的教育の道を啓いて改良感化の土臺に供してやるが趣旨でもあり又一方では多數の在監人に世間から種々の書籍を差入れたり贈與したりするのでありますが、其間には種々の弊害もあるのでそれを檢閲することは繁雜の仕事であつて、夫等の繁雜の仕事の爲めに他の仕事が出来ないと云ふことであるから夫等の手数を省くと云ふことも一の監獄に書籍を備付ける目的でありまして、詰り一冊監獄に備付が殖へますれば一冊外から差入れたり或は囚人自身が些かばかりの工錢を支出して書籍を購入すると云ふ手数なり費用を省くと云ふことにならねばならぬ譯である、所が其趣旨が充分了解せられて居りませぬが爲めにか一方では監獄で融通の出来る限り随分當局者の注意に依つて書籍が澤山集つて居る所もあり、又現に購求しつゝある所もありますが、それにも拘らず一方に於ては監獄に備付けてある同じ書籍をドック／＼在監人が購求して居る、又差入もして居る、甚しきに至りましては備付

の書籍は在監人の請求を待つて初めて之を貸付けるものであると云ふ手續をして居る所も澤山ある、抑も監獄に備付けてある書籍は決して囚人の請求に依つて貸してやるものではない、請求の有無に拘らず教誨師に於て必要と認められた者には引替々十日なり五日なりの期限を設けて順々に成るべく少數の物を利用して多數の者に看讀せしむるやうにしなければならぬので決して囚人の請求を待つて而して後に貸すべき筈のものではない、多少請求も參酌は致しませうけれども、多く當局に於て必要と認めたる物を必要の人間に普く順に配付してやるべき筈のものである、是が爲めには無論帳簿を備へ又期限を定めて、一冊貸して仕舞へば一月経つても二ヶ月経つても本人の讀んで居りたいと云ふ間は見さして置くこと云ふことは甚だ書籍利用の途を得ない不手際と云はなければならぬ總ての書籍に就て看讀期間を極めて置く、而も其期間は餘り長くなく私共の考では一週間に一冊交換してやるやうにしたら宜からうと思ひますが、長くとも十五日間位を一期として引換へまして成る丈普く苟くも看讀し得る囚人に貸すやうにするが看讀書籍の利用の途を得たものと考へます、而して又一方には一冊殖へますれば一冊囚人が購求したり差入れる物を制限するやうに致さなければならぬ、既に備付の書籍でありまして若しそれを囚人が購求を請願しました場合には、其書籍は監獄にある故に今は他で使用して居るが近く都合が出来るからと云ふて購求を差控へさせ又

他から差入れる物でも監獄にあるからと云ふて拒むやうにしなければならぬであらうと思ふ、現に九州などで監獄に備付けて而もそれが柵の上に飾つてあるにも拘らずドシ／＼同じやうな書籍を囚人が些か許の工錢から購求して居つて、教誨師は是に認可を與へて居るが、是等に付ては充分御注意を請ひたいのであります、

それから今出獄のことに就て在監中に色々出獄善後の途を講ずる途があると申しましたが尙ほ被監視者のことに就て一言致したいと思ひますが随分此監視のある者に對しまして一課で調査の後れまするが爲めにチャンと兩親もあり相當の引受人のあるに拘らず別房などに留置致しまして出し得らるゝ者を出さぬと云ふことが往々あつたのであります、監視の事を調べるのは一課の事務に屬して居るのであります、是も矢張出獄善後に關する事でありますから豫め教誨師の方に於ても注意を注がれまして既に入監の際から監視のある者であれば、何れ教誨原簿に其身上出獄後の關係も御調べになつて居るから夫等を取糺して、監視者に對しては入獄后間もなく監視の關係などを殊に充分に一課を督勵して適當の時期に調査の出來て居るやうに御督促あるやうにしなければぬと考へます、先刻福岡教務所長からも御話のあつた事でありますが、其事は特に今日御話しやうと思つて居ることでありませんが、随分九州地方などでは適當な引受人のあるに拘らず

動もすると警察下級の役人殊に駐在巡查などが其管内に出獄者などの來ることを嫌いまする爲めに、殊更其間に立つて故障を申出て、引受けたいと云ふ者があるに拘らず引受けさせぬと云ふやうな干渉がましい事をして、其結果監獄で出すことが出來ない、何分引受人の承諾がないからと云ふて別房に留置することが多數ある、是は一の弊害でありまして、元々監視と云ふものは本體の刑罰ではないので唯引取人がないと云ふ爲めに恰も刑罰を執行するが如くに監獄に長く之を引留めて置くことは人權にも關する事柄であり又本人に出獄後の希望を沮絶せしむるやうなものであります、別房に留置することは甚だ望ましくない事柄であるので、今申したやうな關係で別房留置人の多いと云ふことは確に今日の時弊でございしますから此事に就ては此處私は早速復命して夫々警察なり相當官廳に向つて適當な處分をして貰ふことになつて居るのであります、夫故に將來に於ては警察が之に對して無意味な故障を云ふことはなくなるであらうと考へまするけれども又監獄としても監獄に於て適當な引受人と認め居住地なり其外條件を具備せりと當局者が認めました者は少しも遠慮なく放還して宜しいので此事は豫め御承知を願つて御歸任後は能く其事を典獄などに御話になりまして、殊に諸君が引受人あり適當なる條件を具備して居ると認められた者は遠慮なく放還せられて宜しいのであります、扱てそれをするに付てナゼ出すかと云ふと是が適當の條件を具備せり

と認めて出すので、警察が無意味の干渉をし無意味の故障を言ふからと云ふて出すのである。併し其出した者が五人が五人十人が十人皆監視違犯をする再犯をするると云ふことである。是まで警察で故障を言ひ干渉したと云ふことが無意味でないことになるので、さう云ふ監視違犯をしたり犯罪をするから故障を言つたのであると云ふことになる。故障が甚だ意味あることになつて来る。監獄は唯無暗に社會の治安を考へないで出したがると云ふことを言はれましては甚だ相濟まぬのでありますから、一面に於て今申した通り苟くも監獄當局者が監視の條件を具備せりと認めた場合は出して宜いと共に當局者としては其間に餘程慎重の注意を加へられまして、具備せりと認定せらるゝには確かに根據を有し若くは出獄した人間が或は他の保護關係などに依つて再犯から救濟されることの出来ること云ふ一の途を御啓き下さらなければならぬと思ふ。之に就ては監視の引受人などは是までは動もすると其地方の所謂親分縁或は人買渡世とも云ふやうな種類の奴がありまして詰りさう云ふ犯罪者を引受けて、それを犯罪の用に供する、悪い方に利用すると云ふ爲めに警察もそれに對して故障を言つた、さう云ふ者にも將來逃ることになると間違が起るのでありますから、願くは色々保護的關係を在監人出獄後の状況調査と云ふ諸君の御主管に關する職務に於て其地方に在る保護會社などを利用せられることと無暗のことに諸君の所在の寺院なり或はさ

う云ふ特志者などに諸君が個人的の結付を御付けになつて、それ等を保護者協議者とするやうにして出獄者を監督する途を講ぜられることも亦大に必要であると考へます、どうぞ此監視などのあります者に付ては第一に先刻御話したやうに改悛の狀なしと云ふ判定を今日現にされつゝある、而も監視ある者をドシ／＼出すことであると思ふ不安心でありますから在監中に於てさう云ふ關係のあります者は特に注意して出獄後心得違のないやうに一層注意を加へられ、又出獄後に於ても色々な機關と結付を御付けになつて誤のないやうにどうぞ充分力を御加へ下さるやうに希望致します、殊に往々各地の監獄に於て教誨師の方に會つて御伺をすれば分るであらうと思ふに拘らず存外教務當局の御方が冷淡であるか或は他の關係の爲めであるか注意が拂はれて居らぬと思ひますのは假出獄或は特赦に依つて放免されました者の出獄後の状況であります、此種類の者には最も力を注がれなければならぬのであります、是等は常に教誨所の揭示札なり帳簿に記入されて其出獄後の關係は教誨師の許に常に鏡に懸けて見るが如く其現實の狀態が顯はれて居らなければならぬことと思ひますが、甚しきに至つては特別監視中の者が何人ある、特赦を受けた者が幾人あつて何所に居るか顯はれて居らぬのであります、教誨師の力を出獄して居る者の現實の狀況すら分らぬと云ふことであつて見ますると、多數の普通滿期放免に依つて出獄して居ります者の狀況の分

つて居らぬのは無理もない話でありまして、又此規定は掲げられましてもさう云ふ種類の者すら冷淡にされて居ると云ふことでありますれば一般出獄後の調査は果して豫期することが出来るや否やは甚だ心許ない話と云はなければならぬ、少くとも此假出獄特赦に依つて出獄致しました者は始終相當の機關と聯絡とを御付けになつて時々刻々其状況を教誨師の御手許で分るやうにして場合に依つては注意を與へて罪惡に陥らぬやうに終を完ふすることの出来るやうに直接間接に注意を御與へ下さるやうにしなければならぬ、現に此假出獄なり特赦なりに依つて熊本なら熊本の監獄を出た人間が入代に居る、さうして市中に住んで居る、是は唯例でありますが……八代の監獄の教誨師が果して熊本監獄を出た人間が自分の所在地に生活して居るや否やと云ふことすらも知られぬと云ふ状況である、私共の考では例へば熊本なりの假出獄者で八代に住んで居る者ならば所謂直轄でありますから人手を要さぬ話である、場所に依りますると其所在地で放免して特別監視中なり特赦に依つて放免せられて居る者があるのであります、其人間を調査するにどうするかと云ふと、警察に照會して知つて居ると云ふやうな手數をして居る所がある、是は例の御話であつて必ずしも福岡を指して申すのではありませぬが、福岡の市中に居る者を警察に照會して知るには及ばぬ、市中に居るならば教務所長なり教務所の者が一人で見廻つて親しく自分で其状況を視察した方が最

も確かなものである、又久留米なり小倉に行つて居ると云ふならば久留米、小倉の警察に頼みまするよりも久留米なり小倉の教誨師に御頼みになる方が善い恰も自分の勢力範圍の者として出入に直接間接に監督し面倒を見ると云ふ風に致しませぬれば非常に此出獄の善後の途を適當に講ずることが出来又状況調査も精確に出来やうと思ふ、然るに今申した通り常に其地に住んで居るに拘らず其所の教誨師は一向其者が居るかどうかをまるで知らぬて居ると云ふことがあつては面白からぬことと思ふ、一體日本では監視の身上を調べたり色々するに總て警察の力に依つて居りますが、果して警察がそれ程信頼されるかは諸君の御判断が出来ることであつて不確かである、一體日本では身上表の調査のやり方が餘程間違つて居るあの表を作りました趣旨に反して居る、抑も身分帳簿の身上は當局者が個人に就て活きた調べをして殆ど一片の疑を容れぬと云ふ程に突き止めて調べた上で書きました物が即ち身上表であるので、あの身上表と云ふものは役人が本人に就て充分誠實に申立をなさしめた上の調べでありますから極めて正確の者と見なければならぬ、それが違つて居ると云ふことであれば詰りそれを調べる所の監獄官吏の注意が行届かぬから即ち粗忽の調を爲し囚人に瞞着されますから不正確になる、本來身上表の性質としては其出来上つた上は恰も鏡の如くてなければならぬ、所が監獄では身上表を取るに唯形式に囚人の言ふ儘に書いて仕舞ふ、役人自身が身

上表に信用を置いて居りませぬ、故に十枚が十枚出来た身上表は盡く警察に照會して回答を待つことになつて居る、土臺、それでは間違つた話と言はなければならぬ、それでありますから自分が執行した前科の有無を調べるのに本人の言ふ儘に書いてあるからそれを警察に於ては何時斯う云ふ犯罪で執行したと云ふて来るそれから行状等を能く監獄官吏が知つて居らぬ行状を書いて来るさう云ふことが澤山ある、警察から回答されるとそれが確かのものであると云ふのでそれを大事に取つて置く、それを警察に照會するも宜いか警察がどうして調べるかと云ふと随分管内に長く居つてそれを取扱つて居るから分る、所が九州の或地方では身上表を總て本籍地へやつて居る、然るに犯罪人は始終諸方を轉々して居るから、本籍地は子供の時分出て其後足を踏んだことがないと云ふやうな次第で固とより本籍地の警察が本人の身上關係を知つて居る筈はないのである、然るにソレが形式的に上欄の通りと云ふ返事をして来る、斯う云ふ工合で第一身上表を監獄で調べず其物を十枚が十枚警察にやつて其回答で知ると云ふことは抑も監獄の迂濶も甚しいと言はなければならぬ、蓋し警察に照會するのは詰り多くの囚人中にはこちらから慎重の注意を加へましても動もすると欺瞞する虞れがありますから若も貴様が感傷の申立をすれば相當の機關に依つて貴様が分明になつて貴様が苦痛を

受けなければならぬから注意をしると云ふ警察に照會することは一の嚇してある恰も役人が劍を下げて居るが劍を用ゆることはない其劍をぶら下げて居ることが警戒になると同して、身上表の警察照會は恰も劍の如きもので之を抜くことはなると云ふても宜い、所がのべつに抜き續けてある有様であります、是は抑も責任を輕んじて居る結果である、警察へ照會するも宜しい、罪人の居所と關係を持つて居つた所へやれば分る、外國などで身上を知るに一番能く分る所は教會である、身上表などの様式を見ましても警察と教會それから町村役場の三つに照會することになつて居る、此三つの内で當局者が一番正確であるは何所であると認めらうと云ふ認めが付くは教會である、即ち日本で申しますれば檀那寺にやりますれば兎に角檀徒の關係を一番能く知つて居るので正確に回答して呉れる、さう云ふ風に向ふては鄭重にして居ります、併し檀那寺にも町村役場にも警察にもやるやうにしてやつて居りますから其調が極めて正確に分る、日本では唯だ警察機關に托するより外ないと云ふ次第になつて居りますから何分あの身上表に信を置くことが出来ない、現んや監獄官吏が之を利用すると云ふ感念が乏しき爲めにいつでも現實の活動寫眞となることが出来ない、日本などに於きましても將來どうか寺院などの組織が昔のやうになりまして壇那寺へ照會すれば檀徒に關する總ての

事を精密に調べて呉れることになりましなならば將來單り監獄行政の上のみならず總て刑事制度の上に付て殊に刑法草按などに於て採用になつて居る條件附裁判などが實行される曉にあつてとても今日の警察では信頼することは出来ない、將來日本の宗教團體の變つて來て檀那寺と檀徒との關係が付きました恰も師弟の如く保護し面倒を見ることになりましたならば此に始めて條件付裁判などの旨趣も貫徹することが出來やうと思ふ、少しも是等の事は方今組織されて居りませぬけれども、随分諸君が各地方に有せられて居る御力に依つて講究されましたならば管内の各檀那寺と教誨師の關係が親密に付きました將來身上表などの調査に付ても其力に依つて大に正確を期することがあらうし直接にまた免囚保護の上に効果を奏することが出來やうと思ひます、餘り長くなりませぬから尙ほ明日出まして續きを御話致します、

(未完)

○刑法改正案に對するの所見

早 崎 春 香

僚友早崎春香君、余か未成年犯罪者の問題に關し述作する所あるを聞かれ一書を讀して其所見を贈らる偶々鄙稿既に脱し印刷亦や成と告げたるの時なりしを

以て之を拙著未成年犯罪者の處遇の内に採録する能はさりしは余の殊に遺憾とする所なり依て此に本誌を藉りて同君の高見を公開することゝなしぬ拙著を一讀せらるゝ所の者須らく相参照するの勞を取られんことを望む

岳 洋 生 識

前略未成年犯罪者に關する現行刑法の規定は其改正を望むこと切には候へとも刑法改正案の通りに候はゞ寧ろ現行刑法の方優さる處ありはせぬかと兼て疑ひ居り候處段々研究の未益々所信を固め候に付き其理由をかいつまみて左に書きつけ御一覽に供し度く尤も思ひ出し考ひ出し秩序もなく廻はらぬ筆のまにと書き流し候事に候へは前後不揃意味濫晦の段は御諒察願上候

其 一

改正案は其五十一條に於て罪の責任年齢を十二歳より十四歳十四歳は猶低きに過ぎたりと想ふそは後に謂ふべしに高めたるは我等の賛成する所に候へ共それと同時に事實上現行法よりも低くめたる處あり、其譯はと申すに、現行法は子供が罪となるべき惡爲を行ふも是非の辨別なくして行ひたるときは十六歳迄無責任なれど改正案は十四歳に限りいと一步も上ぼすことを許さず即ち其間二年の差あり、殊に一二裁判所に於て専ら懲治を主とし一般裁判官の風潮も漸次懲治論に傾かむとする今日と相成候ては此改正は果して改良なるべしや否一顧を價すべく、現に

現行法に依れば満十六歳迄は場合に依り懲治と爲るべき者が改正案に依るときは十四歳を一ヶ月にても超過したる者は最初より囚人と爲らざるを得ざる結果と相成可申候

其二

改正案は其五十一條に於て懲治期を個人的年齢に依らずして一般的年月に依るべきことを規定せり、是れ我等の痛く反對する所にして立法者の反省を願ふ所に候其譯如何にと申すに、抑も子供を罪の責任以外に置くは未だ意識身體兩ながら發育を遂げずして其行爲が總て無意に發動するものなるが故に可有之、而して之を其情狀に依り懲治場に入るゝは教育を施し人並の人間に仕立上げて公安の妨害者たることを免れしめむが爲にして一面公安を保護すると同時に一面にはまた兒童を保護するの趣旨に外ならざるべし、果して然らば其教育時期は主として個人的年齢に依りて定まらざる可からず、現行法に於て個人的年齢に依るべき者と規定して刑期を區別せしは流石に立法者の卓見に驚嘆せざるを得ず、尤も執法例に於て立法者の卓見に想到らず、刑罰と同じく懲治期を年齢に依らずして年月に依りしは回へす可からざる恨事なれど、そは過去の恨事として須く夢視し去らざる可からず、唯今後改正せらるべき改正案に於て卓識驚くべき現行法の立法例に依らずして、回へす可からざる恨事たる執法例に依らむとするが如きは斷じて避けざ

る可からざると確信罷在候、尤も改正案理由書に依れば懲治とか何か懲戒的教育を施す趣旨のやうに相見へ候へば所謂懲戒的教育と申す教育は例へば八歳の子供も十四歳の兒童も一定の年限を要し候ものかとも被存候へ共、假に十四歳の子供を十年間懲治場に入るゝものとすれば満二十四歳迄と相成其結果如何可有之歟尤も人に依りては二十四歳は愚か今少し長くも懲治場に留置候方宜かるべき境遇の人間も可有之歟なれど、斯くては際限もなき事に候へば遠き將來は格別として現今の處にては先以て現行法の未成年を以て程限としたる位が相當かと存候、勿論立法者の意見にては、さばかり極端なる裁判例は實地に見ざる考に可有之とは存候へ共立法の精神と行法の實例と往々相違することは成文法の國に免れざる例に候へは此邊深く慮り置かずしては叶ふまじと存候、勿論満二十歳が男女兩性の人類に普通なる教育時期の終止期には無之單に教育時期のみに拘はる時は少くも更に十年計りは懲治場に差置候方宜かるべきかなれど大凡の法律殊に刑法に於ても成年に達したる者は一人前の人間に見做すことに相成居りまた感化院法に於ても在院期は二十歳を超ゆることを得ずと規定せられ居候事にも有之、また我等自身の經驗に照すも二十歳を超ゆれば多少思慮分別も備り候事にも有之旁、懲治期は今日の處滿二十歳以上には及ばざる方穩當かと存候事に御座候

其三

改正案に於て是非の辨別云々を削除せしは我等の拍手して賛成する所に候へ共罪の責任年齢を少くも十六歳以上に高めむことを切望する次第に御座候、是は過日申上置候へば重複を憚り更に不申上候、

其 四

現行法に於て懲治年齢を十六歳迄と二十歳迄との二種に區別せしは實に立法者の注意慎重なりしを覺へ申候、十六歳未滿は生理上また心理上實に罪もなければ邪鬼の如き悲劇も演ずれば佛の如き喜劇をも演し得べき活劇時代なる十六歳以上に達する迄監獄(懲治場とは謂へ)に入れ置くことは心身共に教育上弊害あるべきを豫想したるものに可有之、其邊の用意に至りては返すくも巧妙なる用意に有之若し警察裁判監獄は申すに及はず國民一般に其意味を能く了解し運用宜きを得ば、其効果實に著きもの可有之と被存候、然るに今日の執法例は口惜くも年齢杯更に頓着なき實際の状況にて所詮十六歳二十歳杯二種の區別は甘く參る間敷候へは愚見にては寧ろ現行法の十六歳二十歳と謂ふが如き區別を止めて一般に二十歳迄懲治場に入れ置くことを得べき様規定せられむことを希望する次第に御座候

其 五

懲治場の名稱は從來用ゐられたる名稱には候へ共性々誤解を免れ難き名稱にて立法者行法者とも大方は一種の刑罰なるか如く誤解したる事實あり、現に懲治期を年齢に依らしめざるも其一證に可有之、將た改正案に懲治の處分と記し其理由書中懲戒的[○]教育[○]他に意味ありやは知らざれど杯の用語を見るも其一證かと被存候、斯くて司獄官中にも往々縱令懲治とは謂へ兎に角に惡事を働きたる者なればとて一種の懲罰的取扱をせむとする向も不尠、自然延ひて懲治人自身も監獄感念を離るゝこと能はず、不言の裡に容易ならざる惡結果を生ぜざるを得ず、我等の觀る所に依れば懲治場と稱する其名は如何様にもあれ其實は公安と子供とを同時に保護する意味に過ぎずと被存候へば、強て誤解を生し易き懲治場杯謂ふ名稱を止めて寧ろ兒童保護學校杯に改められむことを切望罷在候、折角子供を罪の責任以外に置きながら矢張監獄と謂ふ名稱の建物に入れて囚人根性を養はしむることは國家の情義上、慎みて避くへき事かと存候

其 六

子供の裁判法は特別に制定せられんこと切望に不堪候、其裁判には父兄其他の監督保護者市町村の重立者、兒童保護學校校長只今にては司獄官等を立會はしめ、保護者の手に餘りたる者市町村に於て世話の出來難き程の腕白者司獄官に於て懲治場に入るゝ方利益なるべしと思料する者に非ざれば懲治場に入れず先以て父兄其他の保護者に監督せしむる事、大體個様の道開かれ候は、罪人は自然減少可致候

只今の處にては川越幼年監に於ける僅許の經驗に依るも同幼年監に来る子供の多數は人の大事なる子に有之全く父母共に亡き者は總數の三分一に足らざる位の少數に有之別表添付せるも茲には略せり是れ實に我等の驚く處の一事實に御座候、而して其父母ある者の多數は親子互に愛慕するものにて其情の切なる有様は一度其子供に接し一度其父母の手紙を見る人の感念には實に言ふに言はれぬ寫眞と爲りて映じ候事に可有之子供の裁判法杯申す事は所詮今日に實行六敷かるべく是れは唯將來に於ける希望とて茲に書添申候後略)

○新著未成年犯罪者の處遇論を讀む

印 南 於 菟 吉

我敬愛尊重すべき先師小河君は頃ろ一書を著はして普く知人間に願たる、題して未成年犯罪者の處遇と謂ふ、予も亦之か惠贈を受けて一讀し爲めに啓發したる所尠なからざるを覺へたるは予の先づ著者に向て感謝の意を表せざるを得ざる所なり其論ずる所刑事學主要の題目にして犯罪増減の運命を支配するの不良未成年問題なるを以て刻下苟くも刑事政策に就て論ぜむと欲する所の者は何れも皆先づ不良少年の處遇如何に着目せざるはなし、著者此好題目を捉へて縱横に論究し或は之が處分法として罰金を科せよと謂ひ若くは戒告と與へよと解し或裁量の下に條件附放免を採るべしと爲し成るべく之を監獄より遠さからしめんことを計り若へは其の他感化教育の必要施行方法等を詳論し一々其高見に對しては獨り予輩後進の啓蒙たるのみならず、能く著者平生の位地よりして刑事政策に對するの所見を餘蘊なく發露したるものにして管に一片の空理空想を談ずるの著に非ざるは予輩の大に之を歡迎せざるを得ざる所以なり

本書全篇通じて十六章、其の所謂前編に屬する八章は主として未成年犯罪の處遇に係り後編七章は犯罪豫防手段を講じ最後の一章を幼年者に對する刑の執行法とし不良未成年者の處分に就ては遺憾なく之を論じ盡くしたるものにして僅々二百五十餘頁の小冊子なりとは謂へ斯界稀に在る有數著書の内に在て最も尊重すべき良著たるは蔽ふ可からず予は本書を以て確かに傑著たりとして推奨するに憚からず尙一層有體に謂へば著者は苦熱忍ぶ可からざるの時に於て僅々一個月に滿たざる暑休を利用して本書を著はしたるの精根と熱心とに對しては予輩儒夫をして欽崇畏敬の念に堪へざらしむるものあり然りと雖も豈能く平生の蘊蓄深厚なるに非ざんば焉んぞ能く斯の如きに至らむや

予は本書に對して尠なからざる同情を以て之を卒讀したり、論ずる所の問題寧ろ予平素の思想に照して一步數歩進みたる心地して之を讀了したり、即ち其の進みたる點に於て感發したる所多きは勿論なりと雖も茲に一の疑を狹まざるを得ざる

點あり、著者は年齢二十五歳に至るの成年及未成年犯罪者に對して不定期刑を採用せんとする事はなり、予は先づ本書を一讀せざるの讀者に向て姑く著者の之に對する高見を引證するの適當なるを信ず、著者は曰く

北米紐育其他二三の聯邦に於て無定期拘禁の名を以て未成年者若くは成年の初期にある者に對し特種の懲治的教育を實行しつゝあるの事實は世人の詳悉する所にして(此制度はエール大學教授フランシスウエーランドの創見に出てたるものに係り一八七六年始めて感化監獄なるものを紐育のエルマイラに建設し翌一八七七年の法律に基き終に實務家プロックウエーの力に依て成效を見るに至れり)余も亦曾て其實際に就て調査を遂け其一斑の事況は拙著獄事談の内に(二八六頁以下)之を開陳せり余をして若し有體に余の心事を語らしめは余は其當時未だ深く此制度の性質及び目的を研究し了解するに至らず或は狹義の行刑法に付するに強て懲治的教育の名を以てしたるに非ざるなさを疑ひ行刑として如何にも不節制不真面目なるかの感を起し實は之れに向つて贊意を表するに躊躇するの情なき能はざりしなり然るに近來未成年犯罪者の問題に就て研究を盡す所あるの結果此制度の必要を感ずると共に自ら又其眞意義も了解せられ終に余をして之を我が未成年者及び成年の初期にある者(米國法にては三十年を以て限度とす余は之を廿五年までに限局するを適當なりと信ず)に對して實行を試みんとす

るの希望を起すに至らしめたり蓋し此制度は刑罰と普通の感化教育とを折衷したるか如き所のものにして能く感化教育の及ひ能はざる所を補ひ又普通刑罰の爲し能はざる所を爲すの力を有する者なりと謂ふを得へし多數未成年者の内には殊に十六七歳以上現に生殖機關の成熟を見るに至りたる所の者は割合に其意識の不完熟なるにも拘はらず之に普通の感化教育を施すことに由つて其効果を免るること甚だ難くさりとて又之を普通の刑罰にも處分し能はざる事情ある者少からず之を懲治に付せんか其効果の有無に拘はらず丁年齡に達すれば則ち之を解放せざるへからず之を刑罰に處せんか刑期満つれば則ち未だ丁年に達せざる前に於て若くは丁年を紹過するも僅かに一二年の後に其再犯を豫期しつゝ之を自由の境遇に放逐せざるへからず實際に於ても亦クロイネか壯年有爲の時期は同時にまた犯罪の傾向を有する最も危険の時期なりと云ひ又モリソンか人生成熟の初期は最も多く犯罪に陥り易き時期なりと云ふか如く廿歳乃至三十歳殊に二十歳乃至二十五歳の期間に左に各國の實例に就て之を表示する所あるか如く一般に犯罪者を出たすことの最も多き危険の場合なるか故に殊に犯罪種族に屬する者等に對しては深く此に警戒を加ふること蓋し刑事政策の當さに努むべき所なりと謂ふべく若し十六七歳以上の未成年犯罪者にして其人格上懲治又は普通の處罰に適せず強て之れを懲治又は處罰に付するの結果は見す々々再犯の

虞を豫想して而かも最も再犯の危険ある成年初期に於て放還せざるを得ざる等の場合に當り此種の者に對し相當の期間引續き尙社會より之を隔離して特種の懲治教育を施すことを得は當たに當該者前途の利益の爲めのみならず社會保全の爲めにも亦其効果の著しかるへきは蓋し期して待つへきなりエルマイラ感化獄の在監者中年齡二十歳乃至廿五歳の者の數は總員に對する約百分の三四エーンマルド(マサチニセツツ)感化獄に於ける在監者平均年齢は二十二ミネソタ感化獄にあつても亦廿二歳の年齢を見るの實況なりと云ふ若し此制度を實施することなしとせば此に在監する者の多數は蓋し社會にあつて犯罪の危害を逸ふするを免れざるは必然にして假令積極的效果の見るへきものなしとするも其消極的効果の著しきものあるへきは論を俟たず況んやエルマイラに於ける成績に就て之を見るに出監者の總數に對する(一八九八年の報告)百分の八八二の改良者を出たすの實況なりと云ふに於てをや當局其人を得るの難易は姑く措き假りに特別懲治の名の下に十六歳以上二十五歳以下の犯罪者を三十歳に至るまでの間情狀に依り此處分に付するを得るの規定を設け先づ模範的一二の特別懲治監を設けて其實施を試むるに至らしめんことを望む

と、蓋著者の意は不定期刑を採用すると共に所謂エルマイラ感化監獄施行法をも是認せむと欲するものに似たり、予は不幸にも此高見に服する能はざるを感ず予は平生研究講學の資を獨り英米出版の書籍に探らざるを得ざりしなり、然るに予の平生親しみつゝありし書籍殊に米國出版の書籍は殆ど一としてエルマイラ制度を贊唱して以て惟一の良制と爲さざるはなし、讀む所の書籍既に斯の如きを以て從て該制度に對するの觀念は幾度か予の腦髓を刺撃し其始に當てや之を是認したることありたりと雖も終に全く今日に於ては不同意を以て之を迎へたりき、予は常に該制度を賞揚したるの書に對して少なからぬ反對意見を以て迎讀しつゝありしことにして此點に就て予自ら頑冥なりとの誹あるも之を甘受するに躊躇せざるなり

予は、不定期刑を指して、單に理論の點より觀察して之を排斥せむとするものに非ず、其効績の上にて大に疑を容れざる可からざるものあればなり、プロツクウエー氏は百人中八十三人四分の大多數を以て改善したりと謂ふと雖も此計數の内には他聯邦に移住したるものは包含せず唯僅に紐育州に居住したる者に就ての計數のみ止まるか如き未だ以て統計の上にて遽かに信を措き難きもの存するのみならずまた紐育の犯罪は之に依て僅に減少の實を見ざるのみならず愈々益々増加するの傾向なきに非ず、米國の統計は極めて不完全なるを以て一々之を引證する能はずと雖も紐育州に於ては一八九〇年乃至一九〇〇年間平均毎年殺人数犯罪者は五百十二人にして之を人口に割當れば一四一九五人に對して一人の殺人犯罪者

あるの割合なり、米國に於て人口の之に相次くをペンシルヴァニアとす、一年平均殺人犯罪者一八九〇年乃は三百十二人にして人口二〇一九六人に對し一人の殺人犯罪者あり、比較的殺人犯罪者の甚きはヴェルモント及新ハンブシアイヤに於て人口五〇〇〇〇人若くは二九〇〇〇人に對して一人の割合なり而して此等の聯邦に在ては所謂未だ不定期刑を實行するに至らざるなり、米國の概して殺人犯の多きは寔に驚異すべき事實にして之を歐洲に比して殆ど二倍以上の最多數に上ぼれるは一般に承認する所なり、伊太利コルシカは古來殺人犯罪の多數を以て有名なるの所而かも之を米國に比すれば遙かに下位に居る、一八九〇年に於ては殺人犯罪者略四千人なりと雖も翌九一年に在ては六千人に上ぼれり、即ち之を年次に依て處分すれば左の如し

一八九〇年	四二九〇人
一八九一年	五九〇六人
一八九二年	六七九一人
一八九三年	六六一五人
一八九四年	九八〇〇人
一八九五年	一〇五〇〇人
一八九六年	一〇六五二八

一八九七年	九五二〇人
一八九八年	七八四〇人
一八九九年	六二二五人
一九〇〇年	八二七五人

殺人犯罪の増加は偶々以て他の幾多輕微なる犯罪の續發を證明するに足る、此點に於て犯罪統計なるもの存せざるの故を以て之を證する能はずと雖も獨り殺人犯罪のみ増加したりとの斷案を下すの特別理由なき以上は一般の原則に従ひ亦他の犯罪も之に準じて増加したるや疑を容れず

由來米國に於ける刑事政策は獨り其統一を缺くのみならず一國の富饒に任其眞意を誤るに至らしめたるの跡なきに非ず、感化監獄と稱し其美名を世界に擅まにせむと欲し奇を好むの性情は新開國の特質にしてエルマイラは體かに米國人の特性を代表したるものと謂ふべきなり、濫りに慈善博愛の名を冠して以て不良犯罪者に優遇を與へ却て粒々辛苦するの良民をして羨望垂涎の情に堪へざらしむるが如き感化監獄遇囚の法は予輩の斷じて採らざる所にして是れ實に犯罪の豫防たらずして犯罪の誘引たるに過ぎず、昔者ハワードは監獄の慘狀を慨して起てり、當時の監獄は實に不潔陋穢を極むるのみならず、實に悲鳴の聲圈外に漏るゝの有様なりしは史家の唱遺する所なりき、ハワード之を覽るに忍びず慨然起て冷く宇内

を歴遊し或は帝王に説き或は宰相と語り以て博愛仁道の爲めに之を救濟せんことを期し其芳名は長く後昆に垂れ斯道に従事する者今尙欽仰して已まざる所とす、
者し夫れ彼をして今日の感化監獄を觀せしめば彼果して能く首肯するや否や、地
下靈若し在らば必ずや謂はむ、博愛仁道の世に誤認せられたるの甚だしき、斯の
如き優遇厚待は予の眞意に非ずと、予は信ず第一のハワードは酷待疫癘の内より
囚人を救はんが爲めに起てりと雖も第二のハワードたる者は將さに優遇厚待より
囚人を救はむが爲めに起らざる可からずと

不定期刑は體かに刑の一種たり、強盜殺人放火等の重罪を犯したる者と雖も初犯
にして年齢三十歳以下に在る所の者は情狀に依りエルマイラに送付せらるゝもの
なり是を以て一種の懲治處分とは爲す可からず、彼れ監獄の文字を付せずして特
に感化院 (Reformatory) たる名稱を擇びたるは其特色を發揮せんと欲するものにし
て名稱の如何に依て實質を謬らざるを要す、其感化監獄の施行法として極めて優
容に極めて多費に極めて教育的なるは予輩之を刑罰の執行法として寔に看過すべ
からざるものと爲すと雖も其の之を幼年者に對するの懲治處分としては寧ろ是認
せざるを得ず、刑罰執行の爲めに否認し懲治處分なるが故に是認すと謂ふが如き
は恰も空想理論に趨りたるが如き感あるべしと雖も其實無責任幼年者の意識不完
金の者に對して十分に懲治教育を施さすと同時に意識完全と認めたる者に對して

は總令執行法に於て多少の變形を採るべきは勿論なりと雖も要するに刑罰を適用
せんことを希望するものにして即ち彼の感化監獄は刑罰執行法として之を否認せ
ざるを得ざるなり、著者は曰く我國に於ては Indeterminate Sentence を不定期刑制度
と譯する者あるか爲めに之を以て刑の一種なるかに推定するものありと雖も之か
執行の場所を監獄と稱せずして感化院 (Reformatory) と命名するか如く實質に於て
も亦刑の一種と見做すべきものに非ずして其實唯た幾分が特色ある感化教育の一
方法たるに過ぎず五七頁と謂ふが如きは人格に依り懲治教育を施行して以て彼等
の矯正を計らんとするの意は大に諒すと雖とも語句の上に於て多少の異議なきを
得ず

エルマイラ監獄は約千五百人を收容し之を三級に分ち先づ新入者に對しては之を
第二級に編入し行狀の如何に依り進退黜陟を行ふ、プロックウエエト氏の鑑識手続
熱心は能く千五百囚に向て個人的に看察を遂げ之が處遇を別異し感化歸善の方法
に於て優秀なる伎倆あるは予輩の畏敬する所なりと雖も其人の存せざる以上は制
度としては他人之を運用するに至らば體かに失敗に歸せざるを得ざるべし、是れ
實に其人に依て成効し制度の良好なるに依らざればなり、著者若し夫れ該制を採
用せんと謂はゞ即ち是れ階級制を採用せんと謂ふに同じ、果して著者の眞意なる
や否や

不定期刑の最長期は五年なりと雖も其實彼等囚人は此半數の歲月も在監せずして出獄するに至るを常とす、殺人強盜放火等の重罪犯者にして多數の囚人を拘束する所に在て僅々二年内外の歲月を以て能く斯の如き惡漢を矯正するを得べきや、典獄の凡才に非ざるは予之を認むと雖も如何に非凡の資とは謂へ斯の如き神通力のありや否やは常識を以て推するも能く其不能なるを知るに足らむ、コンネクチカット州監獄局長フランシスウエーランド氏は實に不定期刑賛成者の一人なりと雖もエルマイラ制に對して疑念を挟み問ふて曰く改良監獄と稱する所のものは眞に能く囚人を改良するを得るやと彼れエルマイラ黨答へて曰く實に吾人は彼等惡漢を矯正するを得べし彼等の大多數は良民として放出すと、然り夫れ或は然らむ若し百人中八十有餘人の割合を以て改善すとの事實ありとせば是れ實に職業の點に依て然く好成绩を得たるものなるは何人も等しく承認する所なり、エルマイラに於ては之が爲めに多額の費用を吝まざり機關と吏員とを整備し以て囚人の放免前に在ては必ず或一定の職業を見出し之に授くることを得るに非ざれば必ず放免せざるを原則とすればなり、道德宗教の感化に依るに非ずして職業あるが爲めに放免すとは感化監獄の常態なりと謂ふ(ハワード協會報告)

エルマイラ監獄の特質とする所は作業に在り業種凡そ三十四種にして囚人の苟も習得せんとするの工業は授業師の在るありて熱心に教鞭の勞を執る、朝に壁を塗

て夕に毀ち或は机を製し之を壞り再三再四其業の習得するに至る迄製作破壊し専ら伎倆を練ることを努む、吾人の眼を以て視れば兒戯に類したりと雖も是れ實に彼の監獄作業に於ける特色にして米國に非ざれば他の模倣し能はざる所なり

體操場と謂ひ遊戯場若くは講堂教誨室書籍館浴場炊所等の結構莊美を盡くせること人目を炫耀するに足り人をして宮殿臺榭の裏に在るやを想はしむ、著者一二の監獄に於て之を實施せむことを希望すと謂はゞ單に財政の上より之を觀るも監獄費四百五十万全部を之に投ずるも尙遠く彼に迫はざるべく到底我國費の耐ゆる所に非ざるべし、予輩冒頭に於て米國の富饒は却て監獄行刑の方法を誤るに至らしむとは即ち此の謂にして他國の模倣し能はざる所にして亦模倣す可からざる所なり

要するに予は不定期刑其物に就て臆面なく卑見を暴露すれば刑罰の執行と其適用とを有機的に聯結せしむるの點に於て刑事政策上の一大進歩たるを認認すと雖も獨り之を典獄の權内に委するは擅斷に失するの弊あるを免かれざるを以て之が執行法に就ては或はリスト氏の謂へるか如く典獄を參加したる特別委員會に於て之を決定すべき歟、兎に角予は姑く不定期刑に就ては幾多の錯綜せる疑問あるを以て後日大いに研究の資と爲すべしと雖もエルマイラ處遇法の如きは全然予輩の探らざる所にして刑罰の一般豫防たるの任務を抛擲したるものにして不正の感情に

趨りたるの執行法たるを斷言して憚らず、不良少年の矯正場としては感化院若くは特種學校の設備あるを要し其徳治教育に對しては今一層學校的なるを要すべきは勿論なりと雖も犯罪少年に對しては其執行法に就て大に斟酌を加へたる幼年監あるを要すべく、其の他何ぞ斯の如き滑稽無意義の畸形兒に依るを要せむや、豫防は救済に勝ざる、我國若し夫れ將來幾多の豫防手段を講ぜらるゝに於ては犯罪の減少得て期すべく必ずしもユルマイラの如き拙策を摸するに及ばざるべきは予の確信する所なり、今本書を讀むに當り草卒筆を採て所感を記し以て他日研究の資と爲す

懈怠一生。便是自棄自暴

明 道

無妄之謂。不欺其次矣

明 道

文要。審察。心要。三放。

關 錄 摘 句

雜 錄

○拷問談 (續)

檻子責の如く身體を引伸す拷問の仕方は各地方隨分廣く行はれたものであつて又地方に依つては檻子を用ひずして身體を引伸すやり方がありました。是は日本などでも用ひられた方法でありまして而も維新後に於ても制度としてはなかつたけれども竊かには是等の方法が行はれ甚しきはまだ今日も全く其跡を絶たぬと云ふことも屢々耳に致します。其方法は天井に大きな鐵を打付けてそれに犯罪人を後ろ手に釣下けるのである尙又此苦痛を増加する爲めには足に石や分銅の如き重量の強い物を結付けるやうなこともやりました。又是と同じ意匠からして一の拷問法が設けられたそれはウイップ又はシユネルガルゲンと名付けられたものである。此拷問法は罪人を高い所へ釣上げて置いて一方繩を放つのでそうすると非常な速力で墜落するやうに出て來て居る是も随分危険な拷問の方法の一ツである。

此拷問の仕方はコロリナ法施行後澤山の種類の拷問の中で稀に行はれたものであつて檻子責の如く廣い範圍に採用せられたものではなかつた。

尙ほメクレンブルクの器械又はボーレンの箱と名付くる拷問の道具があります。是は矢張魔法術などを行ふた者に使用したもので矢張指責の器械と稍や類似の物である。是は指を締めるのでなくして曲げるのである。詰り器械の力で段々指を曲返して行く。と云ふ仕組になつて居る。是も非常な苦痛のある拷問で一寸聞いた處では極めて輕易のやうに考へるけれども受る者に取つては餘程耐へ難いものである。と云ふことである。此外摩擦責と云ふものもある。是は一寸活版にインキを付ける道具のやうな圓柱形の廻る物でそれに針が澤山着いて居る。罪人を檻子に緊縛して置いて脊中を此器械で摩擦するのである。是も亦随分苦しい拷問の二に數へられたものである。尙ほ強情な者に對しては小さな木の楔を作つてそれを指と爪の間に打込むと云ふやうな拷問もあつた。が是も廣く行はれたものではない。唯稀にこんな方法が用ひられたのである。又地方

に依つては所謂針の簾と云ふやうな工合に椅子に澤山の針を付けて置いたり或は寢臺のやうな物に針を付けて置いて其上に寢臥せしめたり又は鐵の熱した針の出で居る椅子を作つたり或は針の澤山出て居る着物を着せて上から締めること云ふやうな方法で細かいものに至つては實に數限りも無い程拷問の仕方があつたのである結局拷問と云ふことに就ては各地方に適宜其方法を任かせて置いて一國として即ち法律で拷問の方法が定つて居らぬのであるからして各地思ひ／＼の意匠を凝らした方法が出来たのである之に反して獨逸では大體は拷問の方法を極めて置いたが併しそれでもまだ地方に依つて區々たるを免かれなかつたのである此外にもまだ色々たる拷問の道具もあるけれども獨逸の裁判制度に於て用ひられた物は前に説明をした種類に過ぎないのである。

獨逸では拷問を行はむとする前に先づ下級の裁判官が其事件の調査をして然る後どの階級に屬する拷問を執行しろと命ずるのであるが此拷問の階級の分け方に就ても随分種々の意見があるアダムフ

オルクマンの如きは重き事件なれば拷問の階級を五以上に分けねばならぬと云ふた第一恐喝第二短時間の吊責第三長時間の吊責第四一時間以上の吊責に紐責及足責を附加す第五第四の外に分銅及火責を附加すベネデクツニス、コルプツウオーは之を二つに分ち一を恐喝他を拷問と云ふやうな工合にし純然たる拷問の方は一紐責二楷子責三吊責に火責を附加すると云ふ様に分つへしと云ふた其處で或罪者を相當に拷問せよと裁判官が命じたときは普通第二拷問迄と定まつて居た然し直接拷問の衝に當たる者の手心に依つて判事的意思是輕るい階級と思つたのがそれよりは二階級も三階級も重い拷問に實際掛けられると云ふことはどうしても免かれなかつたのであるそれを此弊を矯正せんが爲め千六百五十六年頃に略ぼ其標準が定められたことがあるがそれに依つて見ると先づ輕るい拷問の場合には拷問室に罪人を連れて行つて吊責、楷子責の拷問に掛け有らゆる拷問の器械を示して所謂威嚇をして見るのであるが若しそれで事實を白狀しなければ始めて指責をやり紐責をやること云ふ

やうに順次規定の拷問を行ふ事にした、

第三以上の拷問に就ても矢張裁判官は「相當の拷問に付せ」と謂ふ語を以てし犯罪の性質及犯人の人格等に依り裁判上手心を要する餘地を與へたけれども獄丁杯は假令犯人が死のふが不具にならふが夫等には頓着しない唯彼等は何でも手強く拷問すると云ふ事より外に何にも理解しない其處で早く氣絶でもするか不具にでもならないと生命を失はざる範圍内に於ては有りとは有らゆる拷問を行ひ容易に許すべからざる火責迄もやるのである結局拷問に當たる所の役人が常識を備へて居る場合に於ては裁判官の命ずる所の意思を甚しく誤解すると云ふことは無くなるに相違ない斯う云ふ點からして拷問は何れの場合に於ても罪人の身體若くは生命に永久損害を蒙らしむべきものでない従て最も重い犯人に對し例外として用ゆる第三以上の拷問の如きは容易に行ふべきものでない第三以上のものは決して身體の傷害を免かるゝことは出来ないからである人身保護と云ふことも單に生命保護と云ふことに制限せられては堪たものでない候

領ザクセマでは此邊を慮りしものと見へ刑事訴訟法中左の如き規定を設けた即ち拷問の宣告を受けたるものには第一紐責を試み効なき時は楷子責に掛け足責を附加す暫時經過の後二三段緩るめ此にて尙効を奏せざる時は更に裁判官より命令し火責其他を行ふべし但し犯人の身體を毀損すべからずと法の上では火責其他地方の習慣に依り身體を傷けざる限り云々と容易く規定が設けられ得るものであるが實際の施行に就ては事實出來得ないことである不具となりて拷問室を出たものは實に多數であつたのである既に法の上に於ては地方の習慣に據り相當の拷問を施すも身體生命には危害を加へてはならぬと云ふことを段々定められたけれども拷問なるものが存して居る以上は殆んど何れの方法に據るとしても人の生命健康には危害を加へないと云ふことは不能の事柄であつて又中には餘程強情な罪人などが出て來て總ての階級の拷問を施すも尙ほ自白せざることがあるのでは是等の者に對して結局重い拷問を漸次進めて用ゆれば遂に身體を害すると云ふことになつて來る又當時の刑の執

行と云ふものが死刑にしても今日の死刑の如く唯殺すと云ふことを以て刑の執行とせずして殺すに就ては又一層の苦痛を與へて殺す例へは漸々四肢から斬り始めて遂に身體の上部に及ぶとか或は鶴撫にするとか筋を引抜くとか云ふやうなことをして死刑の執行をしたのであるから或程度まで拷問に掛けられると是丈の苦痛を忍んで自分の罪狀を包藏した以上はどこまでも包み切らなければならぬ若し今此苦痛の爲めに白狀すれば自分は死刑に處せられなければならぬ若し死刑に處せられるとすれば更に改めて苦痛を受けた上に死ななければならぬと云ふやうな點からしてどうしても白狀しない者が出來て來る其結果拷問其ものが既に人の生命身體を害するまでの度合に進まなければならぬこともありまするので單り拷問に依つて人の生命健康を害しないと云ふ事を考へるよりも尙ほ一面に於ては刑罰執行の側のことも改めなければ刑罰改良の目的を達することは出來ない譯であつたのであるが當時まだ其點までは進歩して居らなかつたのである。

概して是れ刑罰之理論の如し其刑罰を大切にしたる之を餌と爲したるものとは其吸收及徒費量に差あるか如し即ち

聖諭馬ノ餌 乾糶分四、六 糶素一九、五(損失量)
馬鈴薯ノ大切 乾糶分九、四 糶素三三、二(損失量)

右の如くなるを以て豆其物を食するより之れを豆乳として用ゆるときは吸收量多くして徒費量少なきは多辯を要せず故に固形體となせる豆腐も同一の理由により豆乳の吸收量多きは知るべきのみ殊に消化障害を起せる衰弱者に向ては流動體となせる豆乳を用ゆるを良法なりとす

一疑問の第二、君の所説一應尤もなり然れと余は未だ豆乳を以て牛乳と同一の物質とは云はず唯牛乳に類似し廉價なる且つ到る處容易に得らるべき一種の滋養品とし推せしものなり之れ余か所説を熟讀せられんとを希望する所により

一疑問の第三第四、茲に至て益々君は余か所説を輕々讀過せられたるに非らざるなきやを疑

○高島成次郎君に答ふ

仙臺監獄 小々高一左工門

君は余か記載せる豆乳説を一讀せられ以て冷評を加へ罵倒を試み且つ疑問を與へられたり然れども貴説を熟讀するに答を要する丈の價値なきものと認め今日に至りしも若し答をなさざるに於ては更に疑問を増さるゝならんと思考し爰に答をなすとせり

君は衛生學一部の講義を聞き且つ余か所説を輕々讀過せられ以て冷評を加へられたるに非らざるなきや願くは余か記載せる豆乳説特に製法を熟讀せられたし然らば乃ち消化試験及徒費量の記載なきも君か疑問自ら明かなるべし左に君の疑問に答へむか

一疑問の第一、貴説を待たずして明かなり然れとも吾人の要する蛋白は或は之を動物より採り或は之を植物より採るも體中に入りて后ちの効果は彼是れ全く同一なり又吸收量徒費量の如何は同一物質にても固形體と流動體とに

ふものなり恐らくは豆腐及豆乳の製法を知悉せられざるに依るなるべし尙ほ一層奇なるは豆腐の木材質は豆乳の半量に過ぎずと云はるゝに至りては如何なる理なるや恐くは酷暑の際午睡未だ醒ざるに當り讀過せられしに依るか如此なれば君に答ふるの必要を感せざるなり

以上は君の疑問に答ふる處にして在監人の感情如何の如き政略的卑劣心に出づるに非らざるを肥體せられたし余は可憐なる病者の苦惱を去らしめ營養を快復せしめ死亡者の減少を謀ると共に又國家經濟の上に鑑みるは吾人の職務に非らずして何ぞ

○犯罪人氣質

概して犯罪者は普通人よりも腦力低度に在ることば前號に述べた通りであるが、併し同一な事を繰返へすと自然に其間に經驗を積み重ね熟練に爲つて來て一見甚だ伶俐敏捷なる感が起るのです、如何なる愚物でも其一事に懸けては利發物たるを認

識せしむるので例へば或竊盜者は常に倉庫に入る事計り心懸けて居るから従て倉庫に入るの妙手腕を持つて居り、亦或者は家宅に入る事計り金て居て従て合鍵の製造には巧みになり財寶の存在場所等に甘く目星を付けて適中する事に妙を得て居る者もあるのです、同じ竊盜犯者にも得手不得手があつて得手に向ふと大變に利口の様に見ゆるが其の實深く犯罪者の氣質を究めて見ると存外の愚物で、こんな馬鹿にどうして彼様な巧みな竊取手段が出来たであらうかと疑はれる位であります、乞丐にも色々な種類があつて、實際勞働に堪へぬ眞正の乞食もあれば見ず知らずの外國人で他に向て施しを乞ふ者もあるし或はまた病氣を詐はり若くは難船を口實とする乞食があつて各々特質を表はして他の施しを受くるの手段とする、それと同じく竊盜の内にも家宅に侵入する者もあれば麻酔薬を用ゆる者もあり、鉤を以て釣る者もあり、掏摸の手段を講ずる者もありて其竊取手段に於ては各々分業の法が行はれて居る、また竊取の目的物も同様で動計りを取る者もあれば牛計りを取る

ふ者もある、或は馬或は犬猫或は意地獄く食物を狙ふ者もあるのです、今少し詳しく言ひますれば同じ家宅侵入でも鍵を以て開くことの巧みな者もあれば高い所へ攀ぢ登ることの上手な者もあつて其手腕は輕業師も三舍を避けざるを得ない位です、が試みに是等の者に向て土藏破を命ずるも到底彼等は成効せざるを憚むであらう、又は汽車進行中に其窓より逸走することに妙を得て居る者があるが彼等を一室に閉ぢて天井より抜け出ろと吩咐けたにした所が中々出来ない、要するに自分に最も能く適當した方法で彼等は竊取を爲すのであつて専門以外になると頓とダメである、好きこそ物の上手なれで最も能く適當したる方法が幾度も繰返へされると驚くべき妙巧者と爲つて世人よりは一廉の利口者否少くとも昔日の愚物に非ざる認定を受けるのである、が矢張當人の非行手段以外に就て探つて見ると吳下の舊阿蒙たるを免かれない、毒殺者は一般に教育を受けたる者の行ふ犯罪で往々醫學書生化學生杯の間に行はれ易い、概して其如説は如何にも同情心あつて溫和なる熱帯の口調

で所謂虫も殺さぬ的人に多いのである、非常に感情に富むだる婦人も亦此犯罪を爲すべき資格者で、一体毒殺の多數は放縱の結果に出でたるものでほんの僅の動機で一度に十五人乃至二十人を殺すこともある、放縱の性情とは謂ふものゝ何か茲に動機を與へる原因がなくてはならぬ、其動機と謂ふのは愛情貪慾其の他不正の慾望に依て刺戟されて犯罪するのであつて極めて偽善を裝ひ冷靜に且また欺騙的に裁判の終審まで頑固にも無罪を主張する徒が毒殺者には多い、稀には毒殺の成効して永久秘密を保つ事がないとも謂へぬが、近世科學の進歩は中々斯る大罪を赦して置かない、此毒殺犯罪も時としては一種の流行傳染的傾向を有して殊に婦人杯の間には他人が其先例を作れば模倣の中心と爲つて傳播する處があるので、之は全く好奇心から出た事他人が首尾克く成効する

思はれる、併し是は僕の單純なる推測の一例であるが兎に角一種の傳染病であることは少し注意をして見たらば分ることであらう、

と自分も此轍を踏むて見たいと謂ふ感念が起るのであるまいかと思ふ、近く例を謂へば浦和近在の豪農高鹿事件と謂ひ大坂の金持寫真屋事件と謂ひ其間に一縷の摸倣線が傳はつて居りはせぬかと

窃盜者の好むものは鳶黒色のもの玩弄物鎖耳輪等て監獄内で時々製作する包藏品は主として此範圍

を出でない、是も矢張彼等の性情の頗る幼稚なることを示して居る。

詐欺取財の犯人も亦迷信輕快貪慾の性情を有して他の犯人よりも善惡の根情共に強い質である、彼等はまた多く柔和の性情を以て他人を遇する偽善の徒で不正の手段に依て得たる財寶は悉く糜消して仕舞ふのです、また時としては此犯人の内には發狂者があつて或は佯狂する者もあります、

意情者浮浪者は常に喜色満面に溢れ面白可笑浮世を暮す白痴者で監獄内では他の囚人が何時も彼等を擲擧して滑稽の具に供するのである、性情は沈着冷靜で喧嘩杯は最も嫌ふ所て殊に血の雨を降らす鬭争は見るも嫌ひと謂ふ温順者です、夫れ故に人を傷け若くは強迫して財産を奪取するなどと謂ふ事は彼等の天性出来ぬ所て唯勞動するのが彼等の最も忌み嫌ふ所なのです、殊に大王場に於て他人と共に紀律的に勞動することは彼等の不得意とする所て是れは單に疲れるから嫌ふと謂ふ譯てなしに先天的に勞動不能の性情を持つて居るのである、併しまた一面には常時勞動するよりも危險な

仕事があれば身命を賭して之に向ふことを憚らない、彼等は概して犯罪と謂ふ程の惡事を行はない唯漂浪倚る所なく怠惰に目を暮らすのみであつて生計の困難は已むなく種々の奇妙なる商賣に有り附くので其商賣は奇音を發して群集の眼を惹て舞踏を行ひ若くはパイプの色付鼠の輕業猿廻し靴盤塗、使人廣告賣等て内には一人て二十有餘種の商賣をした者もあるそうです、彼等の内には一般に隱語なるものが行はれて居ります

さてまた茲に犯罪の新手段を企計する所の偉人も尠なくはない、彼の佛蘭西で有名な探偵の始祖とも謂はれるベッキヅポットは數回監獄を脱走したもので後には警察の犬と爲つて自ら犯人の内に伍して數百の惡漢を羅したのであるが惜かに彼は一たび惡漢の徑路を探つた探偵丈あつて蛇の道はへびとかやらで犯人の心理作用は彼の腦裏に映じて居つたに相違ない、ノジノなど謂ふ囚人もタスカニの監獄に一個月とは在監して居らなうだが豫め看守者に戒告を與へた後マンマと脱走したのである、或はまた一本のヤツチ大の槍で腕を切

ることの巧みな者が往々あるので是れは諸君の最も能く熟知せらるゝ事であらうと信じます、シングシグ監獄の囚人は給與された菓物若くは馬鈴薯の殘物で火酒を醸造して長ひ間密藏した事實もありました、斯の如く彼等是一種の天才を持つては居りましたが概して先見の明なきが爲めに終に之を破るに至り或はまた其他に惡計を成就するの才能の缺けた點がある様です、是は即ち彼等の性質の輕擧なるの點で惡計敏捷の事には長じて居るけれども意識上の作用に於て粘着持久を缺いて居る、兎に角此持久の念さへあれば犯罪をするに到らなかつたのであるが意識は常に變轉して猫眼の如く輕浮であるが故に一而彼等の精神は快爽であるか、如く見ゆるも矢張常人より低下して居つて直に犯罪を看破せらるゝのです

古來學者社會に犯罪は愚い、是は敢て珍らしくはないことて完腦者に犯罪のあり様通りがないことが分ります、偶々他人の嫉忌に依て訴へらるゝこともあるが被告人として入監しても犯罪を證明せられて囚人と爲ることは尠ない、殊に數學者博物

學者に爲ると一層稀です、ロンブローは嘗て教育と犯罪との關係表を作つて示した、其表は

犯罪者(五十七人) 普通人(百人)の調査

- 一、いろはを知る者 一、二 百分比 六
- 二、普通教育ある者 九、五 百分比 九
- 三、高等教育ある者 一、二 百分比 二

是れは犯罪者五百七人に就て調査したる者を普通人百人の調査と相對比したもので固より精確なる比較には爲らないかも知れないけれど大凡の想像が付いて犯罪者は普通人に比して兩極度に於て遙に低下して即ち高等教育を受けたる者は犯罪者に尠なくいろはさへ知る者は普通人よりも犯罪者に多いことが分かる、併し普通教育となると恰も此例外を作て居るのは妙です

オーストリアで十四歳以下の犯罪者に就て調べたのに〇、八三乃至〇、七一の百分比の割合で書生間には犯罪が行はれて居ると謂ふことです、學者社會に犯罪者の尠ないのは趣味を研究の一方にのみ集め眞理を發見せむことを努むるが故に自

然感情の發生を容易に抑制し犯罪行爲は常に不正のみではなく無理屈て且また不利益であると謂ふ感念が十分に發達して居りますから自然犯罪動機に對して反抗の聲が喧しく意識の上に現はれて來る結果であらうと思はれます

詩人技藝家の内には犯罪が屢々行はれます、是れは彼等の頭が論理的でなくて感情に依て支配せらるゝ結果であらうと思ふ、古來有名な詩人であつて毒殺行爲を敢てしたる者も尠なくない、即ち其例を擧げて謂へばツヘノスカラツセネア、ウキソントラフアチ、パイレ、レヒーツ等である、又妙な病的作用で犯罪行爲をする者も詩人雅客に見る所で、我國の一例を謂へば今は早や故人と爲りたる文學者某の如きは常に他人の家を訪問さへすれば其家の珍器を竊に持て歸る癖があつて是れは到頭死に到る迄直らなかつたらうです、技藝家は文學者よりも一層多く其の職業上の嫉妬及愛情に依て犯罪の淵に沈むが併し同じ技藝家の内でも建築家になると犯罪は尠ない、即ち職業上思想の冷靜なるを要する爲めであらう、繪畫家は尠し

て他の技藝者よりも一層酒精分を嫌ふが爲めに犯罪の尠ないのです
精神上的の職業を有する者の内には大分犯罪が多い伊太利では犯罪者の六人一分(百分比同)は高等教育を受けたる者で佛では六人オースリヤでは三人六分から三人一分の割合でバツリヤでは四人の割合で他の階級から比べて見ると遙に其割合が多いと謂ふのは醫者には毒藥の便利があり辯護士は偽證を行ひ易く教員は強姦を行ふからである
發狂者と比較して見ると犯罪者は怠惰者で其行爲に就ては何か或目的を持って居る點が違ふので、之も教育の方法に依て迷信、傳染性發狂等の數を減ずることが出来る、好しや著く其數を減じない迄も強暴の度を輕めることが出来ず、教育の効は中々偉大の力を以て居るもので罪因取扱に従事する者は此教育を看過してならぬことは勿論であります

○東京便

別 天 生

秋風蕭殺、肥馬遠く嘶て世事漸く匆忙ならむとす
騎士脾肉を撫し武夫劍を扼して立つ、國民深慨の存するあつて意氣軒昂たり、あはれ世は物騒と相成らむかの如くに候、何卒樽俎折衝の間平和の局を結ぶに至らむこと神かけて祈居る所に御坐候、されど屈辱自ら度あり國に軍備ある以上は自國防衛の爲めとしては最後の手段に訴へざるを得ざるべく、人道の上より顧みれば戦争の非なること勿論には候へ共一國の防衛上是非もなき事とあきらめ申候

戦争ば一種の殺人罪に有之、昔時の種族血を好むて闘争し互に相食したる遺風の尙未だ脱せざるものにして二十世紀の今日に於ては唯僅に敵人を食まざるの一點に於てのみ進歩したれど、社會の禮讓漸く進み全く軍備を撤去し國際間の争議は一に國際裁判所の判決に仰ぐの日は何時に到來すべきや、此分にては甚だ覺束なく感せられ申候

軍備と犯罪との關係に就ては等閑に附す可からざる者有之申候、兵士間には一種の弊習ありて如何はしき酒舖肉店に酔を買ひ若くは春を買ふの風尙あるは現に吾人の目賭する所にして縱令身體の健全は彌増しに勝るとも精神の墮落は言語に絶する程に有之、之が爲めに身體の不健全を來すの事實も亦承知致候、此風尙は常に兵士間のみならず延ひては一般青年の男女をして墮落の淵に沈ましむるの媒と爲り曾て英國ウエリントン侯をして宗教上多少の品性を保持せんと欲する所の者は何人も兵士たるを思まざる可からざるの痛言を言はしむるに至り、侯の如き上流尊貴の身を以て此言を敢てせしむるに至ては如何に軍隊間の悪弊の増大なるかは想像するに餘りあるべく是れまた獨り我國のみならず押並べての弊風かと被思申候、二十世紀の今日各國相競る軍備を増大せむとするは自國の防衛上已むなき事として大方の識者は許しつゝあるも焉んぞ知らむ是れ先づ戦はざるに先ちて自ら滅亡を招くの基たるを、軍備の増大は犯罪の増加と道德の墮敗を免れざる者にて一刻も早く此

軍備を要せざる時機に到來せむこと不堪希望候
 二三典獄の警察留置場視察談に曰く警察官は概し
 て行刑の事を解せず、苟も留置場に於て被告人若
 くは囚人を拘禁する以上は略監獄事業に通せしむ
 るを要す、依て警監學校警察科生徒に對しても監
 獄學一班を修得せしむるを要すと、如何にも御尤
 の次第に有之、小生も亦今日留置場矯弊の一策と
 して若くは犯罪防遏上警察官の斯道に留意するの
 如何に最も多大の望を屬する者に御座候、併し特
 に一言致したきは現に右學校警察科生徒にも監獄
 學なる講坐を設けられ主任教授としては留置君之
 に當り居られ候へば御安心被成下度候、
 經費節約の事、前號に申上置候得共之が爲めに一
 而在監人給養の點にも事缺かざる様御留意願はし
 く候、必要なる給養を缺て迄も經費を節約するは
 今日行刑當局者には有聞敷事とは被存候得共、
 餘り眼を經費節約の一方にのみ馳するの結果不知
 不識食菜を粗惡にし食糧を減じて健康を損せしめ
 入浴を廢して衛生を怠り病者の増加を來す等の
 事實ありては由々敷大事と被存候、此點は監獄醫
 井坂普氏著食道樂一卷を紹介致申候、但二卷夏の

の職責上十二分の力を費すべき所に有之、經費の
 爲めに保健を忽にするが如きことありては宜く當
 局者に警告を與へざる可からざる點と信じ申候、
 幾重にも金の爲めに瞑眩せざる様至囑致候、之を
 節するに自ら法あり、法其宜きを得れば行刑方法
 と經費節約とは共に矛盾せず互に相一致して強行
 するを得べき事と存候、經費節約の方法廢物利用
 の手段万事を注意して取扱ふの點は一面より之
 を申せば遇囚の要義も亦茲に存すべく、監獄に於
 て之を勵行するの結果は隠然の裡に彼囚人の心性
 を涵養するの手段とも爲り結局遇囚の必要上より
 觀察するも節約したる經費の遺算段は最も喜ば
 しき事と存申候
 談話餘事に涉り秋夜讀書の好期節と相成候得ば聊
 か茲に新刊書籍を紹介致申候、小生は今夏腸胃病
 に罹り一時は絶食の姿に候得共病後非常に食慾を
 増進し何かと衛生的飽食を試み度感起り、終に食
 道樂の著に依て一方ならぬ希望を滿たし申候、思
 ふに斯界また食道樂の同士も可有之と存候に付村

卷は本月十五日發賣との趣に御坐候、横井玉子女
 史著家庭料理法も亦一覽の價可有之候、其他體力
 の強健發達を計るの一方法としては日本體育會編
 纂のウインブルゝ氏簡易體力養成法杯は面白かる
 べく候、小生は未だ一讀せざるも大鳥居辨三氏著

の人類界の現象杯も隨分の讀み物と想像罷在候
 先は右迄得貴意申度餘は次號何角緩話可相試候

敬具

統計

○本年八月末日現在全國在監人員表

刑 事 被 告 人 懲 治 人 別 房 留 置 人 乳 計	本年八月末日現在	同日現在	昨三十九年八月末日現在	前月ニ比較		前年ニ比較	
	増	減	増	減	増	減	
四 人	五三、四七三	五三、七五一	四八、三六九		二七八	五、一〇四	
刑 事 被 告 人	七、七九一	六、九六八	八、二一五				四、二四
懲 治 人	二、八四	二、五五	二、二二		二九	六二	
別 房 留 置 人	六、四二	六、八一	九、〇一		三九		二、五九
乳 計	一、〇三	一、〇一	一、〇五		二		二
	六二、二九三	六一、七五六	五七、八一三	五三七		四、四八〇	

○明治三十六年八月末日現在全國在監人員表

小	東	市	栗	橫	浦	前	千	水	宇	長	甲	安	名	靜	勝	岐	福	金	富	新	宮
八三二	三九八	一一二九	二、〇五八	一、三九八	九三八	一、三三三	八六四	一、一九七	八八二	一、二七一	五三四	九四〇	二、一〇〇	九七〇	六五四	七九七	三一五	四六二	二八八	九八三	六三三
一	一	一	六二	四二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一、〇八六	一一九	一一一	一一二	一一三	一一四	一一五	一一六	一一七	一一八	一一九	一二〇	一二一	一二二	一二三	一二四	一二五	一二六	一二七	一二八	一二九	一三〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八三二	一、五〇四	一、二五四	二、〇九七	一、五三七	一、四六五	一、〇七七	一、三三三	一、〇二八	一、四七六	六〇〇	一、〇一九	二、五七二	一、〇八四	七四〇	八七二	三五二	五〇八	三四八	一、〇九九	六三三	

福 長 三 高 松 高 德 松 島 山 廣 岡 兵 和 奈 堀 大 京 秋 山 青 盛 福 仙

歌

開 崎 池 知 山 松 島 江 取 日 島 山 庫 山 長 川 阪 都 田 形 森 岡 島 審

九五三	一、一六二	四〇八	五〇七	七四七	五八八	一、四三五	二、七七一	二二二	五六〇	七五九	二、〇五二	一、一〇一	九〇五	九六四	八八五	七二四	七二一	一一〇一	八四七	一、四四七	一、二六〇	一、四〇五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三五八	二〇四	四九	七〇	一〇七	一三五	九二	七	七	四九	五二	一六八	一一一	二八五	九二	一一一	二二七	七五	五九	八七	六二	四六七	二九一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一、三一八	一、三八五	四六五	五八六	八六五	七三一	一、五五二	二、七八三	一、五二	九八八	六一五	八一三	二、二六七	二、二〇九	一、〇六八	三五七	一、〇二〇	八〇八	七九〇	一、一九七	九三五	一、四四八	一、七五三

第十六卷 第十號 統計

れは足る此剩餘二十七圓十二ヶ月乃ち三百廿四圓を得へし

一 別房留置人減少の件

第二課は固より第一課及教務所に發命し可成引受人を索めしめ出監せしむるとに努む多少郵税は要するも繋留の費用に比すべくもあらざれば廣く照會の勞を採ると爲せし結果今日の處一人の別房者を存せざるに至る

一 入浴に關する件

當監入浴は冬期五日に一回の程度を以て之を行ひ其時間は罷役後に限りたるを以て總員を三部に分ち五日毎に三日間繼續湯を沸し來りたるを改め程度は尙五日毎に一回とし五日間に一回の湯を沸かし總員を一日に入浴せしめ其入浴に費やしたる時間は之を午飯の休役時(分に縮め)に於て償はしむるとなしたり

右の如く執行するときは一ヶ月十八回の多き湯沸かしを要したるを六回に減少するを得試みに此費額を算すれば左の如し

五日間に三回沸湯費額 壹圓拾壹錢

關す尤も幾分敷手數料を要すへしとは雖とも本交渉にして纏まるときは非常に郵税を減少するの見込あるのみならず敏活に處理するの利益あるへし

一 西洋紙使用の件

各方面に發する照會回答に半枚西洋紙の兩面使用に堪するものを用ゆ和紙の一枚全面を使用するに比すれば幾分敷經濟なりとす

備品消耗品は大に節約すべく方針を以て常に講究怠らすと雖とも其擧げて述ふべき程の廉なし

○ 刑期起算方

刑期は勿論檢事の指揮に依り執行すべきものにして各監獄に於ては縱令相互意思の反したる指揮と雖も表面之に従はざる可からず、左りとてまた執行上被告人に對し不權衡あるが如き刑の指揮ありたるときは相當の手續を踐むて之を補正すべきは勿論なり、刑期計算に就ては其指揮屢々區々に涉り結果被告人に多少の利不利を免れざることあり今其の一例を擧げむに茲に明治二十九年二月八日青森地方裁判所に於て言渡されたる有罪の判決に

五日間に一回沸湯費額 五拾五錢五厘
右の如く減少の計算なるを以て一ヶ月間沸湯日數拾貳回を減するに依り(四人の入浴度)月額六圓六十六錢を節約するに至る

一 郵税節減の件

某分監及某出張所より毎日に監人員を報告せしめ來りたるを廢し他の書類送達郵便を待て報告するとし若し送達すべき書類なく一週間に及ぶときは止むを得ず報告書のみを提出せしむ總體に於て急を要せざるものは纏めて回送すると爲したり今一ヶ月二十便減するるとせは二ヶ所にて四十便此郵税壹圓二十錢一ヶ年十四圓四十錢となる其他物品購買請求書の如き從來一種郵便に托せしものを第四種に變更したるか如き是又節約の一つなりとす被監視者引受人の照會も刑期一年以下の者に在つては身上票調査の際今一つ警察の管轄なるときは併せて照會するに改めたり

今般某縣警察部に於ては管内多數の警察署に電話を架設せしを以て之れが使用方目下交渉中に

對し本人より控訴申立同年三月十四日原判決取消の上有期徒刑十二年に處せられ之に對し上告を爲し同年四月十六日大審院に於て棄却されたる者あり之が刑期の計算方に就ては函館控訴院に於ては第一審判決の日より起算し第二審翌日より大審院判決前日迄の不利日數(三十二日)を控除し計算を爲すの方法を探り來りたれども亦東京大坂兩控訴院に於ては之に反し其起等點を大審院判決の日に定め第一審判決の日より第二審判決當日迄の利益日數(三十六日)を刑期内に算入し計算を爲すの方法を探り其結果閏年(明治二十九年)の關係より滿期に一日の差を生じ起算點前例に依れば明治三十八年三月十一日、後例に依れば同年同月十日滿期と爲り本人に一日の利不利を來せり、是を以て函館控訴院檢事長より檢事總長に詢りたるに函館意見の通り刑期は第一審判決の日より起算し上告中の日數を算入せざる方刑法第五十一條の精神に適合する旨の覆牒を爲したりと謂ふ

○ 假出獄執行に就て

假出獄特赦の認可及裁可狀の監署に到達したる時

より二十四時間以内に於て放免すべきは施行細則の規定する所なれば之が手續としては其認可及裁可狀の何時到達したるやを記録し置くの必要あるべし然るに多くの監獄に於ては此記録洩あるもの如く後日の稱左として且また假出獄特赦の執行監督として其書類に到達時間を明記すること必要なり尙又主務省に提出すべき假出獄報告にも何日何時執行したりとの明記あるを要すとの事なり

○科程の勵行

科程の勵行及其督責方は一に工場看守に委ぬるの結果、此頃科程の完了に就て多少の弛廢なきに非ざると謂ふ者あり科程の勵行は第三課の職責に屬することなれば其作業主任の看守長は時々工場に蒞むて自ら直接に科程の検査を爲し或は之が記録方の如何を監督し又は督責の方法を指示する所なかる可からず、唯看守の提出に係る日課簿のみに就て机上の調査を施すか如きは結局其の職責を十分に盡す能はざるの弊あるに至るを免かれず今一層主任者の茲に留意せられんことを望む

依り看守退隠料及遺族扶助料法中に右追加を爲すべし法律案を議會に提出すべしとなり

○逃走囚小野清司の肖像畫

に就て

前橋監獄を逃走したる有名の惡漢渡邊金次郎事小野清司は此程京橋警察署の手にて捕縛せられたることは東京諸新聞に掲載せられたる所なれば略會員諸君も諒知せられたるならむが、さて新聞には時事新報を初め其他二三の新聞にも特に本人の肖像畫杯を掲げ續者の好奇心を釣りつゝありたるか是れ思慮なき無用の事にして特に新聞記者の留意すべき所なり此の寫影の出所は或は警察署なるべしと雖も之れが爲めには本人の改悛を妨げ或は出獄後一方ならぬ妨礙を興ふるものにして其非行は大に咎むべしと雖も世人をして永く此面影を腦裡に印刻せしむるは彼をして却て犯罪を餘儀なくせしむるに至るを免かれず近着米國費府監獄協會の年報記事を見るに左の一節あり思ひ當る節もあれは左に譯載すべし

囚人放免後の措置に就ては一層留意する所なか

○科程單位の稱呼方と作業種目名

科程單位の稱呼方は各監獄區々に涉りて一樣ならず從て今日科程標準は一々主務省に稟請して後之を定むべきものなるも主務省に於ても科程の寬嚴を調査するに途なく爲めに或は同一作業に對し甲監獄に於て嚴に乙監獄に於て緩なるの不公平あるを免かれず依て此際主務省に於ては作業種目名に就て一々科程單位の稱呼方を定め之に依て報告せらるべき旨一般に通牒し其報告を俟て後精細なる調査を遂げ大凡の科程標準を作製すべき都合なりと謂ふ

○看守精勤證書授與規則及

女監取締採用規則の發布

右二規則は豫て典獄會議の諮問に附せられたる所が略調査も終了したれば近々發布せられんと謂ふ

○女監取締の恩給

監獄官制に依り女監取締の聘任待遇と爲りたる爲め看守と同様に之が恩給法を定むるの必要あるに

可からず、囚人出獄後の保護方針としては自己の力に依り自己の盡力に依り職業を得せしめ之が依頼心を杜絶せしむること肝要なり此頃費府監獄を出獄したる一囚あり此男は費府の事情には通せざれど腕に體かなる覺ありて大工の業に熟練したる者なれば之を以て費府に生活を試みんとて五十九個所の工場に赴き職業に従事せむことを懇請したれども遂に得ず、去て六十番目の工場に抵り始めて職に有り附きたりとして喜んで該協會に來り之を物語り職業上必要の器具を借らむことを申出たりとぞ、吾人は之を聞き多くの例に於て新聞の有害なりし事共を想起し一層の確認を興へたり、即ちそは有名の囚人放免せらるべき時に際しては新聞紙上之が氏名を掲載し甚だしきに至ては之が肖像畫を掲げ世人に警戒を興へつゝありたればなり、此男も唯僅に氏名を掲げられたるに過ぎざるのみなるも世人は早や警戒の眼を以て之を閉ぢ容易に採用せむとするに至らず、止むなくんば再び罪を犯すの外なきなり、幸にして六十個所に於て僅に一

の職を得たれば此厄難を免かれたるも亦本人の幸と謂ふべきなり、他の弊は刑事探偵の出獄囚に着目し犯罪行為を摘發せんことを計るの傾あること是なり、折角正直に工場に働きつゝありし者に對し工場主に前科の罪情を告知して警戒を與へ暗に排斥を奨勵勸告するの事實は手輩の屢々證認する所にして、眞に慨すべき限りに非ずや云々

と、我邦に於ても往々地方新聞に放免者の氏名を掲ぐる事あり、此感なきや否や

○事故録

十月五日 八戸區裁判所稱内八戸出張所新築落成に就き本日より開廳

叙任辭令

免水官專任農商務大臣 司法大臣兼農商務大臣 清浦 奎吾
任司法大臣 同法務總務長官 波多野敬直
任司法總務長官 司法省民部局長 石渡 敏一

出獄人保護

(原 生)

岩手保護院 本年一月十一日より開院せられ岩手郡米内村上田四番戸にあり岩手の教誨師多田義觀君主管せらる

收容被保護人 十五員

内

- 現在保護者 五人
- 歸郷者 六人
- 獨立自營者 二人
- 逃亡者 二人

内一人は收容即日に逃亡したりと

岩手新聞社は本事業を贊助し被保護人の就業斡旋に勞を取るとして廣く實業家に向け雇入の申込を奨勵せり

秋田出獄人保護會

七月財團法人の認可を受けたり
縣參事會は該會委任條件に基き本年より向ふ五

ヶ年間慈善基金の内より一ヶ年七百圓つゝ補助の決議をなせりと
主管者川村養助君久しく病氣にあられしも近頃は健康全く奮に復せりと
第五回傳覽會には事業の大體を記したる額面を出されたるに今回褒狀を附與されたりと

地方通信

肅啓小生は世界の一員として人類の全一なるを確信し又彼の廣濶なる濠洲の大陸より太陽によりて變化されたる皮膚の色により區別を立て人種を排斥することに就き大反對の意見を有するものに有之今般來朝に際しかの所謂「白濠洲」法案に關し黃國にて最著名の人士(立法官、大學教授、新聞記者、その他有識者)諸君の高見を簡短に述べられんことを乞ひ之を得て歸國後出版可致事に決心仕り候此舉は全洲の人士をして該事件に公平且有益なる見解を得せしむるに與つて大に力あるべきことは小生の信じて疑はざる所に有之候

貴國人よりの高見にして已に小生の手許に有之候もの少からず候得共、尙御寄稿被下候はゞ小生は喜んで之を受納可致候
日本の副員は僅に十六萬三千方哩にして而も四千六百萬餘の人口を有し而して非常なる速力を以て増加しつゝ有之候へば此多數は早晚何れへか膨脹致すべしと存じ候、之に反して濠洲大陸は殆ど三百萬方哩の副員に對して人口は僅に四百萬に過ぎず候へば尙數百萬餘の人民を入るゝに足るべき餘地は十分に有之候
終りに臨み今一言申上度は濠洲は色と人種とに由て所謂有色人種なるものを排斥致居り候小生が之に絶對的反對主義を有する事は左の詩文にて分り可申と存候

階級如何に隔つとも

人は人なりけぢめなし

任む國如何に異なるも

何の關する事あらん

たとへ別れて八百萬

異くに民となるとても

たとへ別れて八百萬

こと國々に散り布くも

人は人なりけぢめなし

委かたちのそののみか

善惡邪道人の道

何れに行くも違ふなく

人てふ人を押しなべて

正しく之を見るときは

天性一つに變りなし

凡てまことの兄弟よ

皮膚の黑白により人と人との間に區別を立つるが如き最も之等なる偏頗心には小生の如何にしても一致すること能はざる所に御座候何となれば色なるものは單に造物主の創造せる太陽——地球上生物の命の源なる太陽により支配さるゝものにして人の如何とも爲すべからざるもの也と思考仕候故に有之候二仲、御寄稿の節は東京築地メトロポールホテル、イー、ダブルユー、コール宛にて御送附被下度又可相成は英文にて御認め下され度願上候小生出發後到着の御寄稿に對しては小生の通譯官

メトロポールホテルにて拜受致し直に小生へ回送可致善に御座候先は右御願まで早々敬具
明治三十六年八月三十一日
イー、ダブルユー、コール、



○白耳義に於ける刑罰及監獄

の組織

第四章 道德及宗教上の感化

第十九、別房制は囚徒か相互的にますく悪化する事を防ぐを得。この効果は其性質斯く消極的なりと雖實際は頗る大なるものなり。而して他方に於て當局者は更に積極手段を以て囚徒に對し匡正改悛の方法を講ず。

第二十、此等の方法中最も重要なるは監獄吏員か間斷なく熱心に従事する所のものなり。別房制に依るときは在監人の各自に就て其性質其他を知るの便大なるを以て、吏員の行爲か効を奏す

る事も又大なりとす。則、看守は毎日幾度となく在監者の巡視をなし、屢、典獄說教師醫師教師及委員會の委員も此巡視をなす。これらの巡視は吏員の義務として法律の明文を以て定めらるゝ所なり

第二十一、當局者は特にある免囚保護協會に許可を與へ、其會員の監房訪問を許す。此等の會員は特別の許可票を有し、別に監獄吏員の附添なくして、其會員の男子たると女子たるとによりて男房若は女房を訪問す、日時は豫め協會長と監獄の委員會長と典獄との協議に依て之れを定む。免囚保護協會に關しては別に第十三章に於て之を述べ可し。

第二十二、囚徒は家族の訪問を受け、又た文書を以て家族と通信をなす事を得。輕罪犯の地方監獄に在る者は一週一度、その中央監獄に在る者は半月一度、輕懲役者は一ヶ月一度、重懲役者は二ヶ月一度。此外界との交通は禁錮の性質か囚徒をして社會より排斥せしむるの點を中和するものにして、囚徒徳性の改良より見るも、

又囚徒か放免後再び社會に入るの點より見るも、斯く家族と囚徒との關係を維持せしむるは有益の事なりと認めらる。

第二十三、勞作は刑罰の要件たると共に、又囚徒の徳性改良に就て必要なる條件なり。故に特別なる事情より主務官認か明示を以て之か免除を與へざる限りは勞作はすへての囚徒に之を課す。

勞作に對しては給料を附與す。此給料の一部は之を囚徒の所得とし其特有産となす。此特有産を二分し、其一分は之か處分を許す又差押ふ可からざるものとせらる、こは囚徒出獄の際又は出獄後一定の時日を経たる後に至り其本人に下附す。他の一分は服役中其囚徒の爲に又は囚徒眞系親族に必要と認めらるゝ時はその親族の爲に費やさる。

第二十四、監獄の大小に依りカトリック教は一人若は數人の説教師を派して其職務を盡さししむ説教師は各日曜及各祝日に監獄内の説教所に於て其宗教上の儀式を行ひ、又死亡したる囚徒の

ためその祭祀を行ふ。囚徒の希望に依り又囚徒の品行より適當と認むる時其囚徒のために聖禮を執行し、又宗教の教儀を知らざる囚徒に對して特別説教を開く。毎日病囚及新入獄者を訪問し、又上に述べたる如く時々監房を訪問す。此訪問は單に宗教的意義を有するのみならず、又囚徒徳化の目的を有するものとす。

重要な監獄に於ては毎年大説教會を催ふし、説教師と典獄と協議の上其順序方法を定む。此場合には監獄附以外の僧侶の補助を依頼する事あり、これら補助の僧侶は説教をなし懺悔を聞くと雖、特別の許可なき限りは監房を訪問するを得ず。

カトリック教以外の宗教を奉する囚徒に對しては、各其奉する所の宗派に據るを得せしめ、その目的のため當局者は新説教師及猶太教々師を置く。

僧侶の訪問を受くるを欲せざる事を明かに願出づる囚徒に對しては其願意を聽許す。此等の囚徒に在りては宗教上の儀式に加入すると否とは

四十歳以下のものは學校へ入るの義務あり。惡少年の在監者はすべて此義務あり。其他の囚徒に在ては隨意とす。

授業は囚徒を説教所又は特別の場所に集合せしめて之をなす。授業中囚徒は質問をなすを得ず、只教師の説明を聴くのみ、只授業と授業との間に教師は監房を訪問して生徒の手帳を檢す。教授科目は讀書、習字、算術、量衡の法定組織、文典初歩、白耳義の歴史地理の概要。

第二十七、各監獄に囚徒用の書庫あり。其管理は教師の掌る所にして、教師は又一週毎に書籍を囚徒に分配して其讀書を指導するの任務を有す。

教師を置かざる監獄に於ては、監獄書記每週書籍分配の事を掌る。

第二十八、下に示す所は、一八九八年十二月三十一日、學校通學の囚徒に就て調査したる其入監前及入監後の教育の程度なり。

生徒總數

- 一、入監の際全く文盲なりし者 一六一四
- 四〇四

自由なり。

第二十五、監獄内の教育に關しては次章に述べ可し。されとこゝに注意すへきは監獄内教師の任務は單に教育にのみ止まらずして又一の道德教師としての職務を有する事なり。從て教師は監房の訪問をなし、又授業を初むるに際しては常に先づ或語句を高聲に朗讀し聽者(囚徒)のそれの地位に從ひ適當なる註釋を加へ後授業に従事す、教授するに方りても修身上の規則を知らしむる事につとめ、又生徒が讀誦する所のものをしてすへて道德上の教訓に利用する所ありしむ。

第五章 教育

第二十六、重要な十五の監獄には各一人の教師を置く。サン、ライユ監獄及「ルーヴェ」中央監獄に於ては二人、「ガン」中央監獄に於ては三人の教師あり。

此等の教師は全く宗教に關係を有せず、又専ら監獄内の教育事業に従事するものとす。六ヶ月以上の刑を宣告せられたる者にして年齢

内猶文盲なる者

一〇二

入監後、讀書、讀書及書字又は

讀書、々字及計算をなし得るに

至りし者

三〇二

二、不完全ながら讀書、又は讀書及書

字をなし得たる者又は普通に讀書及

書字をなし得たる者

一一五七

内進歩をなさりし者

九四

三、以上記述したる者より更に高等の

教育をなしたりし者

一〇六三

教育をなしたりし者

八三

此表に依るときは囚徒の大部分は監獄内の學校に依て著しき進歩をなしたる者なり。文盲者中百分の七十五は教育を有するに至り、僅に初等の教育を受けたるに過ぎざる者のうち百分の九十二は其家業を更に補足したり。由是觀之、錮は之を別房に於て執行する場合に於てもなほ智能の適用を不能ならしむるものにあらすして、其發達をなさしめ得るに妨なきものなる事を知り得へし。

第二十九、法律は懲役及禁錮に處せられたる者に對して勞作を課す（刑法二五條二六條）、違警罪に依て入監したる者に對しては勞作を以て其義務とせず（刑法二九條）。

此規定の實行のため當局者は種々なる工業上の勞作方法を監獄内に採用したり。普通の工業的勞作以外に刑罰上の勞作として特別な勞作を課するにはあらず。

第三十、監獄内の勞作の組織は一八八七年四月五日の勅令を以て之を定む

此新規則を以て舊規則を改正したる點多き中にその最も著しきは、從來地方監獄の典獄に許すに囚徒の工事より生ずる利益の一部を收得するを得せしめたる點を廢したる事なり。則。新法は典獄か自己の計算上よりして勞作の方法を選択するの權を奪ひたり。此規定の結果は典獄か從來なしたる營利的性質を剝奪したるよりして典獄たる地位の品位をして高からしむるに至りたり。

擔に屬す。

第三十一、起業者か一定の賃銀を與へて其事業の爲めに囚徒の勞作を契約したる場合に於ても、其勞作の組織及作用は常に専ら國家の直接なる監督に屬す。起業者又は委員會に於て認諾せられたる其代理人は、監獄に出入し其物品の管理をなすを得と雖、監獄内に於ては常に吏員の附添を要し、又囚徒の行爲に對して何等の權力を有する事なし。

第三十二、起業者の支拂ふ賃銀中、十分の三は常に手數料として控除せらる。此控除金は囚徒か自己の爲に國家をして投せしめたる費額の一部を辨償するの用に供するなり。殘餘の十分の七中、一部分は法律に定めたる比例に依り囚徒に下附す。此比例、輕罪囚には十分の五、輕懲役囚には十分の四、重懲役囚には十分の三とし、餘は國家に歸屬するものとす。

一八九八年中勞作の收得額次の如し。
勞作の總收得額 三四〇、〇三二、八八

内

新規則は又次の如き原則を認むるに至れり。囚徒は主として國家の利益たる可き勞作に服せしめらるものとす、若しそれらの事業に全囚徒を使用して猶餘裕あるときは、典獄は其殘餘の囚徒を他の事業に使用す、此場合に、典獄は起業者の競争に附して囚徒勞作の用途を求む、囚徒の作業は單に起業者即製造家に對してのみ之を許し。一般個人は翻譯、寫字、設計、其他之に類似の事業に關するにあらざれば囚徒の使用を願ひ出づるを得ず。

作業の條件は契約に依て之を定む。此契約は委員會及主務大臣に依て認可せらるゝを要す、賃銀は出來高又は時間に依て之を計算す、此賃銀は時價の平均より監獄勞作の減價を控除して之を算定す、此減價は囚徒の一般に不熟練なるを其勞作の整正ならざるより來る、此整正の欠缺は囚徒の出獄入獄絶えずして同一の業務が終始同一の囚徒によりてされざるより來る、又注意すへきは、起業者か監獄所在地に住居せざる場合に於ては、原料及精製品の運送は一に其負

工業的勞作に關し囚徒の爲に支拂はれたる金高 一二一、二二九、四一

家事的勞作に關し囚徒の爲に支拂はれたる金高 二三、一九三、三一

以上二費額の外工業的勞作の爲に要する吏員其他勞作の爲に要する費用 六三、二五一、五一

小計金 二〇七、六七四、三三

差引利得金 一三二、三五八、六五

此收得金は到底監獄費を償ふに足るものにあらず。一八九八年の監獄費は總計二百六十九萬三千フランにして、内、囚徒の衣食費九十九萬フランなり。

第七章 吏 員

第三十三、通常、一監獄の吏員は典獄一名、書記一名、説教師醫師男子の看守及女子の看守（尼）若干名より成立す。

監獄の大なるものに至りては更に一名若は若干名の典獄補を加へ、更に、一名又は若干名の書記、一名の教師、一名の藥劑師、一名の庫番人、

教師醫師及説教師に對する一名若は若干名の助手。

第三十四、典獄及典獄補の任命は勅令に依る。他は司法大臣の任命する所なり。

吏員には別に任期なし、政府に於て適宜之を任免す。されと吏員が六十七歳に達する時は當然退職するものとせられ、其際恩給を受く可き條件を具備せざる者に對しては恩給に均しきトレンイトマン、ダッタントを給して之に退職を命す。而して此第二の方法を避くる爲、三十七歳以下の者にあらざれば之を監獄吏員に任命せず。

吏員はすべて恩給を受くるの權を有し、三十年勤続の後六十五歳に至らば之を受く。年金は、勤続したる毎一年につき、退職前最後の五ヶ年間受けたる給料額平均の六十分の一の割合を以て之を受く。

第三十五、典獄は監獄に少くとも六年間奉職したる吏員（一級書記）より採用す、先づ試験を受けしめ、後少くとも一年間典獄補として、又はさまで重要ならざる監獄の典獄として、見習をな

督は尼に依る。これら六個の監獄は女囚の數少なきを以て特別なる看守を置かざるなり。

女囚の看守として尼を採用するは、一八四〇年、尼の團體なるコングレガーション、デ、スアール、ド、ラ、プロヴィダンスの會長と當局者と相協議して定めたる所にして、其約定に依る時は、これらの尼は國家より日常の器具、食料、洗濯、薪炭、燈火の支給を受け、醫療藥劑を給せらる。各員給料年八〇〇フラン。皆監獄内の規則に違背せざる限りに於て其宗派の規則に従ひ行爲をなすの自由を有す。

第八章 健康状態

第三十七、別房制の監獄建築は、其設計、能く衛生健康を保持するに適當ならしむ。

監房は通常三十メートル立方なり（長四米突、巾二メートル半、高三メートル）。病房は四十メートル立方を下る事なし。

暖室組織は最低温度攝氏十三度乃至十四度を下るなからしむ。病房に於ては最低温度十五度。病房に於ける暖室方法は低壓蒸氣を用ふ。

さしむ。試験及見習は之を書記にも課す。説教師は其宗教上の上級者か監獄の當局者と協議して之を定む。教師、醫師、藥劑師はそれ／＼其資格に對する免許狀を有する者より之を採用す。

看守は一方に於ては軍隊の下士たりし者より之を探り他方に於ては囚徒の勞作に關する職業を知るか、又は囚徒に教示す可き職業を知る者より之を採用。看守の任命及昇進は試験に依る。「ルーヴァン」「ガン」及「サン、マイユ」の三個の監獄に於ては、五人の看守教師より成立する特別員の一團ありて、看守の學校の如きものを組織す。看守とならんとするには先づ此特別の設備に就て六ヶ月間其職務に關する教育を受け、後始めて三等看守に任命せらるゝものとす。練習生は、時々、看守不在の場合に於て監獄内にその補欠をなす事を命せらる。此看守教師は給料日に三フランにして、其職務のために轉住する場合には更にそれに對する手當を受く。

第三十六、六個の監獄を除く外、一般に女囚の監房の空氣流通は窓の閉閉をなさずして之をなすを得、各房に通風管を裝置す、近來建築するものに於ては一孔を監房の戸の上部に設けて廊下の空氣と流通せしめ、又更に一孔を戸の横高さ五十センチ、メートルの所に設け室の下部より外界に通せしむ。

監房中に在監者なき時は窓及戸に設けたる小窓を開く。便所に就ては近時は一般に可動の（固定せざる）瓶を採用し、壁に凹所を設け、且通風を可良ならしめて、其處に之を置く。

第三十八、常に監獄及囚徒の清潔のために細心なる方法を採る。

監獄内にはすべて空氣の流通を活潑ならしむ。人の占居する箇所は毎日掃除をなし、一週毎に鋪石及牀板を塗り、毎年監獄及監房の内部を白塗りす。此白塗は其他必要ある毎に速に之をなすものにして、汚點をして遺殘する所なからしむ。又下水の排除を良くし、すべて不潔物を速に掃除す、香料を以て室を薫らすは時候によ

りて度数に差異ありと雖、すへて規則正しく之を執行す。

寢具は少くとも年一回之を掃除し、又清潔の必要毎に之をなす。蒲團は一ヶ月毎に之を改め、寢衣は一週毎に之を改む。衣服蒲團等は洗濯するにあらざれば再用するを得ず。

囚徒の身體の清潔に就ては殊に注意し、入監に際し先づ入浴せしめ、一週二度顔面を剃り、必要ある毎に理髪す。一週度に濕りたる手拭を以て足を拭ひ、一ヶ月に一回入浴をなさしむ。

囚徒は毎日一時間運動場を散歩す。但此時間は健康状態によりて之を伸長するを得。

第三十九、健康なる囚徒の食物、

第一、中央監獄に於ては毎日

一、朝 篩過せざる小麦粉の麵包六〇〇グラム、及暖かき飲料(湯及粉と牛乳を加へたる高苜)。

二、晝 月、水、土 牛肉のソツプ(肉二〇〇グラム)。木曜 豚のソツプ(脂肉八グラム)。

馬鈴薯二〇〇グラム、菜豆一五〇グラム)。

グラム)。火、金 青苜のソツプ(乾青苜二五〇グラム、野菜一五〇グラム)。日曜

野菜のソツプ(馬鈴薯二〇〇グラム米一〇〇グラム野菜一〇〇グラム)。

三、夕 月曜より土曜迄馬鈴薯の煎汁(馬鈴薯七五〇グラム)。日曜 野菜汁(菜豆二五〇グラム)。

第二、地方監獄に於ては毎日

一、朝 篩過せざる小麦粉の麵包六〇〇グラム(十四歳以下の小兒に在りては四五〇グラム、十四歳以上の者及女子には五〇〇グラム)及暖かき飲料。

二、晝 月、水、木、土曜 肉のソツプ(牛肉一〇〇グラム)。火金曜 青苜のソツプ(乾青苜二〇〇グラム)。日曜 野菜のソツプ(野菜一〇〇グラム馬鈴薯二〇〇グラム米七グラム)。

三、夕 馬鈴薯の煎汁(馬鈴薯七五〇グラム)。醫師の言に依り麵包の普通量を以て不足とすへき囚徒に對しては普通以上を給す。

明治三十六年十月二十日

發行人兼編輯人

印刷人

發行所

印刷所

磯村政富

磯村免貞

監獄協會

惠愛堂

東京市麹町區飯田町五丁目卅二番地

東京市麹町區內幸町一丁目五番地

